

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程

制定 平成17年4月1日 17規程第6号

最終改正 平成31年3月19日 30規程第34号 一部改正

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 職員俸給（第11条－第20条）
- 第3章 諸手当
  - 第1節 職責手当（第21条）
  - 第2節 扶養手当（第22条－第23条）
  - 第3節 超過勤務手当（第24条）
  - 第4節 住居手当（第25条－第31条）
  - 第5節 通勤手当（第32条－第45条）
  - 第6節 寒冷地手当（第46条－第47条）
  - 第7節 単身赴任手当（第48条－第54条）
  - 第8節 資格手当（第55条－第56条）
  - 第9節 極地観測手当（第56条の2）
  - 第10節 連携研究手当（第56条の3）
  - 第11節 諸手当の特例（第56条の4－第56条の15）
- 第4章 賞与
  - 第1節 業績手当（第57条－第59条の2）
  - 第2節 期末手当（第60条－第60条の2）
- 第5章 給与の特例等（第61条－第70条）
- 第6章 雑則（第71条－第72条）
- 附則

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第41条の規定に基づき国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）と期間の定めのない雇用契約を締結した職員（国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員就業規則（17規程第3号。以下「任期付職員就業規則」という。）第73条又は国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則（17規程第4号）第55条の2の規定により期間の定めのない雇用契約を締結した者を除く。以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給与の体系）

**第2条** 職員の給与は、職員俸給（以下「俸給」という。）、諸手当及び賞与とする。

2 諸手当は、職責手当、扶養手当、超過勤務手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当、単身赴任手当、資格手当、極地観測手当及び連携研究手当とする。

3 賞与は、業績手当及び期末手当とする。

（重複給与の禁止）

**第3条** 職員が研究所において他の職を兼ねる場合は、これに重複して給与を支給することはできない。

（俸給の支給）

**第4条** 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給する。

2 昇格、降格、昇給等により俸給の額（以下「俸給額」という。）に異動を生じた場合は、その日から新たに定められた俸給を支給する。

3 職員が退職（次項に規定する場合を除く。）又は懲戒解雇されたときは、その日まで俸給を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から職員就業規則第21条第1号の休日（同条第2号から第4号までの休日と重なった場合は、第1号の休日とみなす。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

6 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令又は労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

7 前項本文の規定にかかわらず、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関の本人名義の口座に振込みの方法によって支払うことができる。

（給与期間）

**第5条** 給与期間は、一の月の初日から末日までとする。

（給与の支給日）

**第6条** 俸給の支給定日は、毎月18日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、支給定日が所定休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

2 職責手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び資格手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 超過勤務手当及び極地観測手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における俸給の支給定日に支給する。

4 寒冷地手当は、11月から翌年3月までの俸給の支給定日に支給する。ただし、俸給の支給定日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

5 連携研究手当の支給日は、国立研究開発法人産業技術総合研究所人事規程（17規程第21

号。以下「人事規程」という。)第17条第2項に規定する部分在籍出向者の出向先の研究所以外の独立行政法人、国立大学法人その他の法人(以下「出向先機関」という。)から第56条の3の連携研究手当に相当する額が研究所に納付された日の属する月の翌月の俸給の支給定日に支給する。

6 業績手当及び期末手当は、6月30日と12月10日にそれぞれ支給する。ただし、支給日が休日に当たるときの支給日は、第1項ただし書の規定を準用する。

(給与の即時払)

**第7条** 前条の規定にかかわらず、理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、本人又は権利者の請求があった場合は、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときは、この限りでない。

一 本人が死亡したとき。

二 退職(前号に規定する場合を除く。)又は懲戒解雇されたとき。

2 前項の権利者とは、死亡当時本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

二 子

三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

(非常時払)

**第8条** 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合において、本人の請求があったときは、第6条に規定する支給日前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産又は葬儀の費用にあてるとき。

二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気、災害の場合の費用にあてるとき。

三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

四 その他理事長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額)

**第9条** 第21条、第24条、第61条、第65条、第65条の2、第67条及び第69条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、職責手当(第21条第3項に規定する職責基本額に限る。)、寒冷地手当及び資格手当の月額合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の取扱)

**第10条** 第4条第5項の規定による日割計算及びその他により給与の額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

2 前条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第21条の規定による職責加算額、職務加算額及び第24条の規定による超過勤務1時間当たりの額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこ

れを1円に切り上げるものとする。

3 一の給与期間の時間外労働、休日労働、休日又は休日以外の日における深夜労働（午後10時から翌日の午前5時までの間の労働）の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。

4 一の給与期間の欠勤の時間数、短従許可を受けて職務に従事しなかった時間数、託児時間の時間数、介護休業の時間数及び介護時間の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。

## 第2章 職員俸給

（俸給）

**第11条** 俸給の月額は、職員の能力、知識及び経験に基づき定める職務の級に応じ、それぞれ当該別表第1の職員俸給表（以下「俸給表」という。）により決定された号俸の額とする。ただし、号俸による額の決定が困難な場合はこの限りでない。

（初任給）

**第12条** 新たに採用された職員の俸給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の職員との権衡を考慮して決定する。

（人事交流者等の俸給）

**第13条** 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受けていた職員、公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者をいう。）、地方公務員又はその他理事長が認める機関に使用されていた者（以下「給与法等適用職員」という。）から、人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者の職務の級は、次の表に掲げるとおりとする。

俸給表	給与法第6条に掲げる別表					その他の俸給表
	行政職俸給表 （一）	行政職俸給表 （二）	研究職俸給表	医療職俸給表 （一）	医療職俸給表 （二）	
5級	8級、9級及び10級		5級			他の職員との 均衡を 考慮し て定め る。
4級	6級及び7級		4級			
3級	4級及び5級		3級			
2級	3級	2級、3級、 4級及び5級	2級	3級	3級	
1級	1級及び2級		1級			

2 給与法等適用職員の号俸は、職員となった日の前日に適用を受けていた給与法による号俸の額又はこれに相当する額と同じ号俸の額の号俸とする。ただし、同じ額の号俸がないときは、直近上位の額の号俸とする。

（昇格）

**第14条** 理事長は、職員をその者の長期評価の結果に基づき、職務の級を上位の級へ昇格させ

ることができる。なお、昇格させた場合におけるその者の号俸は、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第2に定める昇格時における対応号俸表（以下「対応号俸表」という。）の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

2 昇格の時期は、10月1日とする。

3 対応号俸表に対応する号俸の欄がないときは、昇格する職務の級の最低の号俸とする。

（懲戒処分による降格）

**第15条** 理事長は、職員就業規則第56条第1項の規定により職員を降格させた場合におけるその者の俸給月額、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号俸とする。

一 降格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸が降格した職務の級にあるとき  
降格した日の前日に受けていた俸給月額と同じ額の号俸

二 降格した日の前日に受けていた俸給月額が降格した職務の級の最高の号俸に達せず、かつ、当該俸給月額と同じ額の号俸が降格した職務の級にないとき 降格した日の前日に受けていた俸給月額の直近下位の額の号俸

三 降格した日の前日に受けていた俸給月額が降格した職務の級の最高の号俸を超える額のものであるとき 降格した職務の級の最高の号俸

（長期の病気休職による降格）

**第15条の2** 理事長は、病気休職（人事規程第23条の2第1項に規定する休職をいう。以下同じ。）の期間が1年を超えた職員が復職するときは、その職員をその者に係る職員職場復帰等判定委員会による審査の結果に基づき、降格させることができる。降格させた場合のその者の級及び号俸は、職員職場復帰等判定委員会による審査の結果に基づき、理事長が決定する。

（普通昇給）

**第16条** 理事長は、4月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「昇給期間」という。）において、職員（昇給期間に属する3月31日に満55歳に達している職員を除く。）が現に受けている俸給月額又は第18条に規定するこれに相当する俸給月額を受けるに至った時から次の表の左欄に定める割合の日数を良好な成績で勤務したときは、第3項に規定する場合を除き、それぞれ同表右欄に定める号俸上位の号俸に昇給させることができる。当該昇給期間において勤務した日数が当該昇給期間の6分の2以下の場合には、当該日数を次の昇給期間に繰り越すことができる。

昇給期間において勤務した日数の割合	昇給できる号俸
5/6超	4号俸
4/6を超え5/6以下	3号俸
3/6を超え4/6以下	2号俸
2/6を超え3/6以下	1号俸

2 昇給の時期は、4月1日とする。

3 昇格後の最初の昇給時期において昇給する場合で、対応号俸表中昇格後に対応する昇給前の号俸が複数ある場合の職員が昇給できる号俸は、第1項の規定にかかわらず次の表の昇給できる号俸の欄に定める号俸とする。

昇格後に対応する昇給前の号俸の数	当該職員の左の数のうちの号俸の位置	昇給できる号俸
2	下位	3号俸
	上位	4号俸
3	最上位以外	3号俸
	最上位	4号俸
4以上	最上位以外	3号俸
	最上位	4号俸

4 国立研究開発法人産業技術総合研究所兼業等規程（17規程第13号。以下「兼業等規程」という。）第10条第2項及び第18条第2項の規定により許可された場合のさかれた勤務時間については、昇給期間における勤務した日数の算定においては、勤務したものとみなす。

（長期評価による昇給）

**第17条** 理事長は、第14条及び前条の規定にかかわらず、長期評価の結果、職員（次項の規定の適用を受ける者を除く。）が優秀な成績で勤務したときは、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、この項の規定により昇給させた職員については、同一の職務の級にある間は、この項の規定により昇給させることはできない。

2 理事長は、第14条、前条及び前項の規定にかかわらず、長期評価の結果、長期評価の属する前の年度の3月31日に満55歳に達している職員が特に優秀な成績で勤務したときは、2号俸上位の号俸の範囲内で昇給させることができる。

3 前2項の規定による昇給の時期は、10月1日とする。

（昇給期間通算のための俸給月額）

**第18条** 第16条第1項のこれに相当する俸給月額とは、次に掲げるものとする。

一 第14条の規定により昇格した職員については、その昇格した日の前日に受けていた俸給月額

二 前条の規定により昇給した職員については、その昇給した日の前日に受けていた俸給月額

（昇給の停止）

**第19条** 職員の俸給月額がその属する職務の級における俸給の月額の最高額である場合は、その者が同一の職務の級にある間は、第16条及び第17条の規定にかかわらず昇給しない。

（特別昇給）

**第20条** 勤務成績が特に良好な職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、4号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、その職員の俸給月額がその属する職務の級における俸給の月額の最高額である場合の昇給については、その職務の級の最高号俸とその4号俸下位の号俸との差額に4分の1を乗じて得られた額に、それぞれ第16条第1項の表の左欄に定める勤務日数の割合に対応して右欄に定められた号俸の数字を乗じて得られた額をその者の現に受けている俸給月額に加えた額に昇給させるものとする。

一 業務上の災害により死亡した場合

二 業務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合

2 前項の昇給の時期は、退職の日又は死亡の日とする。

### 第3章 諸手当

#### 第1節 職責手当

(職責手当)

**第21条** 職責手当は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第2号の監督若しくは管理の地位にある職員若しくは機密の事務を取り扱う職員（以下「管理監督者等」という。）又は独立して職務を行うことのできる職員及びこれに準ずる職員に支給する。

2 職責手当は、職責基本額、職責加算額及び職務加算額とする。

3 職責基本額の月額は、職務における責任の程度及び職務の内容により次に掲げる額とする。

一 職群A（本部長、フェロー、領域長及び総合センター長の職にある職員）

第Ⅱ種 160,000円

第Ⅲ種 200,000円

第Ⅳ種 250,000円

第Ⅴ種 300,000円

二 職群B（副本部長の職にある職員）

第Ⅱ種 220,000円

三 職群C（研究拠点の所長、つくばセンター次長並びに参事の職にある職員）

第Ⅱ種 170,000円

第Ⅲ種 190,000円

第Ⅳ種 200,000円

第Ⅴ種 210,000円

四 職群D（領域長補佐、総合センター長補佐、研究戦略部長、上席イノベーションコーディネータ、チーフパテントオフィサー及び首席評価役の職にある職員）

第Ⅱ種 170,000円

第Ⅲ種 190,000円

第Ⅳ種 200,000円

第Ⅴ種 210,000円

五 職群E（研究部門長、研究センター長、地質情報基盤センター長、計量標準普及センター長、本部組織（評価部、イノベーション推進本部、環境安全本部、情報セキュリティ部及び総務本部に限る。）の部長、監査室長、イノベーションスクール長及びT I A推進センター長の職にある職員）

第Ⅱ種 150,000円

第Ⅲ種 160,000円

第Ⅳ種 170,000円

第Ⅴ種 190,000円

六 削除

七 削除

八 職群H（研究企画室長、総括企画主幹及び産業技術総括調査官の職にある職員）

第Ⅱ種 150,000円

第Ⅲ種 160,000円

第Ⅳ種 170,000円

九 職群I（イノベーションコーディネータ及びパテントオフィサーの職にある職員）

第Ⅰ種 110,000円

第Ⅱ種 125,000円

第Ⅲ種 150,000円

第Ⅳ種 160,000円

十 職群J（事業所長、次長、所長代理、事業所長代理、副スクール長、研究業務推進部長、審議役並びにT I A推進センターの副センター長及びユニット長の職にある職員）

第Ⅰ種 110,000円

第Ⅱ種 125,000円

第Ⅲ種 135,000円

第Ⅳ種 150,000円

第Ⅴ種 160,000円

第Ⅵ種 160,000円

第Ⅶ種 170,000円

第Ⅷ種 190,000円

第Ⅸ種 200,000円

十一 職群K（ラボ長、副研究部門長、副研究センター長及び総括研究主幹の職にある職員）

第Ⅱ種 110,000円

第Ⅲ種 125,000円

第Ⅳ種 140,000円

第Ⅴ種 150,000円

第Ⅵ種 150,000円

第Ⅶ種 160,000円

十二 職群L（首席研究員の職にある職員）

第Ⅱ種 135,000円

第Ⅲ種 150,000円

十三 削除

十四 職群N（副ラボ長、ラボチーム長、連携研究ラボ長、副連携研究ラボ長、研究グループ長、研究チーム長、連携研究室長及び副連携研究室長の職にある職員）

第Ⅰ種 70,000円

第Ⅱ種 90,000円

第Ⅲ種 100,000円

第Ⅳ種 110,000円



第Ⅴ種 115,000円

第Ⅵ種 125,000円

十五 職群O（ベンチャー開発・技術移転センター長、イノベーションスクールの事務局長、連携主幹、部総括、室長、総括主幹、計量研修センター長、所長補佐並びにチーム長及びステーション長の職にある職員）

第Ⅰ種 60,000円

第Ⅱ種 70,000円

第Ⅲ種 70,000円

第Ⅳ種 80,000円

第Ⅴ種 90,000円

第Ⅵ種 100,000円

第Ⅶ種 110,000円

第Ⅷ種 125,000円

第Ⅸ種 135,000円

第Ⅹ種 150,000円

十六 職群P（企画主幹及び産業技術企画調査員の職にある職員）

第Ⅱ種 70,000円

第Ⅲ種 80,000円

第Ⅳ種 90,000円

第Ⅴ種 100,000円

第Ⅵ種 110,000円

十七 職群Q（ベンチャー開発・技術移転センターの副センター長、室長代理、グループ長、グループ長代理、計量研修センターの副センター長、チーム長代理及びステーション長代理並びに主幹の職にある職員）

第Ⅰ種 50,000円

第Ⅱ種 55,000円

第Ⅲ種 55,000円

第Ⅳ種 70,000円

第Ⅴ種 70,000円

第Ⅵ種 75,000円

第Ⅶ種 80,000円

第Ⅷ種 90,000円

第Ⅸ種 100,000円

第Ⅹ種 110,000円

十八 職群R（キャリア主幹の職にある職員）

第Ⅰ種 45,000円

第Ⅱ種 50,000円

第Ⅲ種 55,000円

十九 職群S（ラボ研究主幹、上級主任研究員、研究主幹、主任研究員及び研究員の職にある職員）

第Ⅰ種	15,000円
第Ⅱ種	20,000円
第Ⅲ種	35,000円
第Ⅳ種	50,000円
第Ⅴ種	60,000円
第Ⅵ種	70,000円
第Ⅶ種	90,000円
第Ⅷ種	125,000円

二十 職群T（主査の職にある職員）

第Ⅰ種	15,000円
第Ⅱ種	20,000円
第Ⅲ種	27,000円
第Ⅳ種	37,000円
第Ⅴ種	44,000円
第Ⅵ種	50,000円
第Ⅶ種	70,000円

二十一 職群U（職務の級が1級の事務員（新規採用研修を修了した者及び地域型任期付職員に限る。））

第Ⅰ種	15,000円
-----	---------

- 4 職責加算額は、次項の規定の適用を受ける者を除き、職務の級が5級の職員、4級の職員、3級の職員（研究所の設立の日の前日において主任研究官であった者又は職員就業規則第20条に規定する裁量労働制による勤務をする職員（以下「裁量労働制職員」という。）に限る。）、2級の職員（裁量労働制職員に限る。）及び管理監督者等に支給する。職責加算額の月額は、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額の15時間相当の額とする。なお、支給対象者のうち、管理監督者等以外の職員に支給する職責加算額は、あらかじめ支給する超過勤務手当とみなす。
- 5 職務加算額は、第3項に規定する職群Rにある職員に支給する。職務加算額の月額は、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125を乗じて得た額の15時間相当の額とする。なお、支給対象者に支給する職務加算額は、あらかじめ支給する超過勤務手当とみなす。
- 6 職群及び種別の適用は、理事長が決定する。なお、変更を行うにあたっては同様とする。
- 7 兼務を命じている場合にあっては、それらの職に係る職責基本額のうち最も上位の職責基本額を適用する。
- 8 職責手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり勤務しなかった場合には職責手当は支給しない。ただし、第62条第1項に定める場合を除く。
- 9 一の給与期間の途中において、職責手当の有無が生じた場合、職群若しくは種別が変更と

なり職責基本額の月額が異なることとなった場合又は国立研究開発法人産業技術総合研究所育児休業、介護休業等に関する規程（20規程第12号。以下「育児介護休業規程」という。）第12条の規定により育児短時間勤務を開始若しくは終了することにより職員就業規則第17条に規定する所定労働時間が変更となり支給される職責手当の額が増額若しくは減額されることとなった場合は、第4条第5項の規定を準用する。

- 10 第4項に規定する職責加算額及び第5項に規定する職務加算額は、それぞれの規定にかかわらず、育児介護休業規程第12条の規定により育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）（管理監督者等である育児短時間勤務職員を除く。）には支給しない。

## 第2節 扶養手当

（扶養手当）

**第22条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、職務の級が5級の職員（以下「5級職員」という。）には、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

四 満60歳以上の父母及び祖父母

五 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

- 3 前項の扶養親族には、次に掲げる者は含まないものとする。

一 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

二 年額1,300,000円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

- 4 扶養手当の月額は、第2項第1号、同項第3号から第6号までの扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 5 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額とする。

（決定等）

**第23条** 新たに職員となった者に扶養親族（5級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、5級職員から5級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当

する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（5級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び5級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至ったものがある場合を除く。）
- 2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。
- 3 理事長は、前項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。
- 4 理事長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。
- 5 理事長は、第3項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。
- 6 理事長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が前条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合において、前項の規定を準用する。
- 7 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（5級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、5級職員から5級職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で第23条第1項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5級職員以外の職員となった日、扶養親族（5級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がない職員に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は懲戒解雇された場合においてはそれぞれその者が退職し、又は懲戒解雇された日、5級職員以外の職員から5級職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で第23条第1項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5級職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（5級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合におけ

る扶養手当の支給額の改定について準用する。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（5級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- 三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある5級職員が5級職員以外の職員となった場合
- 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で5級職員以外のものが5級職員となった場合
- 五 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

### 第3節 超過勤務手当

（超過勤務手当）

**第24条** 職員就業規則第22条により、所定労働時間を超え、又は休日に勤務した場合及び午後10時から翌日午前5時までの間（以下「深夜時間帯」という。）に勤務した場合には、超過勤務手当を支給する。

- 2 超過勤務1時間当たりの額は、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる超過勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

超過勤務区分	割合
一 所定労働時間を超えて勤務した時間（休日に勤務した時間を含む。以下、この項において「所定外労働時間」という。）のうち、1箇月において60時間以内の時間（次号に定める時間を除く。）	100分の125
二 前号に定める時間内において休日に勤務した時間	100分の135
三 所定外労働時間が1箇月において60時間を超えたときは、その超えた時間	100分の150
四 深夜時間帯に勤務した時間	100分の25

- 3 超過勤務手当の月額額は、前項の規定によりそれぞれ算定した超過勤務1時間当たりの額に、一の給与期間における同項各号に掲げる超過勤務の区分ごとの時間数（以下この項において「超過時間」という。）をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。この場合において、第21条第4項後段の規定によりあらかじめ支給する超過勤務手当とみなして職責加算額の支給を受けている職員及び同条第5項後段の規定によりあらかじめ支給する超過勤務手当とみなして職務加算額の支給を受けている職員の前項第1号に係る超過勤務手当の月額額の算定は、超過時間のうち15時間を超える時間を用いて計算するものとする。

- 4 第2項第1号から第3号までの規定は、管理監督者等については、適用しない。

- 5 育児短時間勤務職員が職員就業規則第17条第2項に規定する所定労働時間を超えて、労働基準法第32条第2項に定める法定労働時間に達するまでの間の勤務にあっては、第2項第1号の規定にかかわらず、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100を乗じて得た額とする。

#### 第4節 住居手当

(住居手当)

第25条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（次に掲げる職員を除く。）
  - イ 国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舍（以下「国家公務員宿舍」という。）又は国立研究開発法人産業技術総合研究所借上宿舍規程（17規程第31号）第4条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員
  - ロ 沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号。以下「公庫予決法」という。）第1条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「退職手当令」という。）第9条の2各号に掲げる法人、退職手当令第9条の4各号に掲げる法人（公庫予決法第1条に規定する公庫及び退職手当令第9条の2各号に掲げる法人を除く。）に使用される者その他住居手当の運用について（昭和49年給実甲第434号。以下「給実甲第434号」という。）に規定される法人から貸与された職員宿舍に居住している職員
  - ハ 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（第22条に規定する扶養親族で第23条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受けて居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有し、又は所有の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅並びに給実甲第434号に規定される住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 二 第48条又は第50条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅又は譲渡担保のための移転をしている住宅及び職員の扶養親族たる者が所有し、又は所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員
- 三 第50条第1項各号に該当する職員で、同項各号のいずれかに規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、当該各号に規定する異動又は就業の場所（ただし、就業の場所が、次に掲げる事業所である場合にあつては、つくば中央第一事業所を就業の場所とみなす。以下同じ。）の移転（給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用）の直前の住居であった住宅（第1号ロ及びハに規定する職員が居住している住宅を除く。）又はその他給実甲第434号の規定による住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員

- イ つくば中央第二事業所
- ロ つくば中央第三事業所
- ハ 削除
- ニ つくば中央第五事業所
- ホ つくば中央第六事業所
- ヘ つくば中央第七事業所（船橋サイトを除く。）

（支給額）

**第26条** 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

一 前条第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

- イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額

二 前条第2号又は第3号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（届出）

**第27条** 職員は、新たに第25条の要件を具備するに至った場合は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

**第28条** 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第25条の要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を住居手当認定簿に記載するものとする。

（家賃の算定の基準）

**第29条** 第27条第1項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を家賃の額とする。

- 一 居住に関する支払額に食料費が含まれている場合 その支払額の100分の40に相当する額
- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の100分の90に相当する額

(支給の始期及び終期)

**第30条** 住居手当の支給は、職員が新たに第25条の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第27条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

**第31条** 理事長は、現に住居手当の支給を受けている職員が第25条の要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

#### 第5節 通勤手当

(通勤手当)

**第32条** 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と就業の場所との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- 二 通勤のため自動車その他次に掲げるもの（研究所の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - イ 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具
  - ロ 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。）
- 四 前各号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく



困難であると認めるものとする。

イ 住居が離島等にある職員

ロ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表第一の表の身体障害欄に掲げる程度の身体障害のため歩行することが著しく困難である職員

2 普通交通機関等（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）及び橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、第33条第1号に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第2号に掲げる職員 次のイからワまでに掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ当該イからワまでに定める額（育児短時間勤務職員については、その額に当該育児短時間勤務職員が育児介護休業規程第11条の規定により選択した1週間の勤務日数を5で除して得た数（以下「勤務割合」という。）を乗じて得た額）

イ 自動車等の使用距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。以下この号において「使用距離」という。）が片道5km未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5km以上10km未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10km以上15km未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15km以上20km未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20km以上25km未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25km以上30km未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30km以上35km未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35km以上40km未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40km以上45km未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45km以上50km未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50km以上55km未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55km以上60km未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60km以上である職員 31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 次のイからハまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める額

イ 自動車等の使用距離が片道2km以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2km未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前2号に

定める額（第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

ロ 1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が前号に定める額以上である職員（イに掲げる職員を除く。） 第1号に定める額

ハ 1箇月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である職員（イに掲げる職員を除く。） 前号に定める額

3 就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、所在する地域を異にする就業の場所に在勤することとなったことにより、通常の通勤の経路及び方法による場合には就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難であると認められるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は就業の場所の移転の直前の住居（就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のために利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び理事長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第6項に掲げる基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合計額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき次条第2号に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に該当支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（この規程の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び理事長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第6項の基準に照らして

通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（次に掲げる職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる次に掲げる職員の通勤手当の額の算出について準用する。

一 配偶者（配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が前項第1号及び第2号に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

二 その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

5 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する就業の場所への通勤のため、当該島等への交通に橋等を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第2項第1号又は第3号ロに掲げる職員のうち1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円以下である職員、第2項第3号イに掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額及び第2項第2号に定める額の合計額が55,000円以下である職員、又は第2項第3号ハに掲げる職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の合計額とする。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、第33条第3号で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前3項の規定による額

6 第3項に規定する新幹線鉄道等の利用の基準は、次に掲げるものとする。

一 新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合は、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると理事長が認めるものであること。

二 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると理事長が認めるものであること。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲で1箇月を単位として次の各号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては1箇月）とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等当該普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲で最も長いものに相当する期間。

ただし、新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等又は橋等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等又は橋等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等 1 箇月

8 前項第 1 号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、職員就業規則第 11 条第 1 項の規定による退職その他の退職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務形態の変更により通勤のために負担する運賃等の額に変更があることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合は、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

9 支給単位期間は次に定める月から開始する。

一 第 39 条第 1 項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第 2 項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

二 職員が、月の途中において人事規程第 23 条の規定により休職にされ、育児介護休業規程第 4 条の規定により育児休業をし、職員就業規則第 38 条第 1 項ただし書に規定する許可を受けて休職をし、又は同規則第 56 条第 1 項の規定により出勤停止の処分を受けた場合であつて、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなったとき（次号に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は勤務に復職した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

三 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなった場合（前号に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（通勤手当の額の算出の基準）

**第 33 条** 通勤手当の額の算出の基準は、次に掲げるものとする。

一 普通交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとする。

二 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通常の経路及び方法により算出するものとする。

三 橋等に係る通勤手当の額の算出を行う区間は、島等への交通に利用する橋等の区間及びそれに連続する区間で通常の運賃に加算される運賃を負担することとなる区間並びに当該橋等の利用に係る料金を負担することとなる区間とする。

四 第 1 号の規定は、橋等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

**第34条** 前条の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、所定労働時間が深夜に及ぶためこれらにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

**第35条** 第32条第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等通用期間が支給単位期間（第32条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等当該回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額（育児短時間勤務職員については、その額に勤務割合を乗じて得た額）

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 前2項の規定は、第32条第3項第1号に規定する特別料金額等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、前項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、第32条第5項第1号に規定する特別運賃等の額に相当する額の算出について準用する。この場合において、第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「橋等」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と、「運賃等」とあるのは「特別運賃等」と、第2項中「普通交通機関等」とあるのは「橋等」と読み替えるものとする。

（届出）

**第36条** 職員は、新たに第32条第1項の要件を具備するに至った場合は、通勤届により、その通勤の実情をすみやかに理事長に届け出なければならない。職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても、同様とする。

一 就業の場所を異にして異動した場合

二 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

（確認及び決定）

**第37条** 理事長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の

方法により確認し、その者が第32条第1項の要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により通勤手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿に記載するものとする。

(支給日等)

**第38条** 通勤手当は、支給単位期間（第3項に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は第3項に定める期間（以下この条及び第43条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の第6条第1項に規定する俸給の支給定日に支給する。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給定日前において退職し、又は懲戒解雇された職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 2以上の交通機関等を利用し、かつ支給限度額を超える場合の通勤手当は、次に掲げる通勤手当とし、支給単位期間は、当該通勤手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして、第32条第2項第1号に定める額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては同項第1号に定める額を負担しないものとした場合における同条第2項第1号に定める額。次号において同じ。）の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えるとき 当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二 職員が、第32条第2項第3号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるとき 当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

三 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、第32条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額（第41条第2項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）の合計額が20,000円を超えるとき 当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(支給の始期及び終期)

**第39条** 通勤手当の支給は、職員に新たに第32条第1項の要件が具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は懲戒解雇された場合においては、それぞれその者が退職し、又は懲戒解雇された日、通勤手当を支給されている職員が第1項の要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第36条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合は、

その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

- 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者又は就業の場所を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に就業の場所への勤務を開始すべきこととされる日に第32条第1項の要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の要件が具備されるに至った日として取り扱い、第1項の規定による支給の開始又は第2項の規定による支給額の改定を行うものとする。

（通勤手当の返納事由）

**第40条** 通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、当該職員に、支給単位期間のうち当該事由が生じた後の期間を考慮して次条に定める額を返納させるものとする。

- 一 退職し、若しくは懲戒解雇された場合又は第32条第1項の要件を欠くに至った場合
- 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- 三 職員が、月の途中において人事規程第23条第1項の規定により休職にされ、育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をし、職員就業規則第38条第1項ただし書に規定する許可を受け、又は同規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなる場合
- 四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

（通勤手当の返納額）

**第41条** 普通交通機関等に係る通勤手当に係る返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 1箇月当たりの運賃等相当額等（第32条第2項第3号イに掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第2項第2号に定める額の合計額。以下この号において同じ。）が55,000円以下であった場合 第40条第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同条第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、次のイからニまでに掲げる事由の区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める月の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
- イ 第40条第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）
- ロ 第40条第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月
- ハ 第40条第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
- ニ 第40条第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月（病気休暇等の期間

が当該通勤しないこととなる月の途中までの期間とされていた場合であって、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあつては、当該通勤しないこととなる月)

二 1 箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第40条各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻相当金額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ 第38条第3項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数（以下この号において「残月数」という。）を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び次に掲げる額の合計額（第38条第3項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合にあつては(1)及び(2)に掲げる額の合計額）のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

(1) 第38条第3項第1号又は第2号に定める期間（以下この項において「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき普通交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものの価額

(2) 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額に残月数を乗じて得た額

(3) 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る第32条第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額

2 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る返納額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 1 箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額（2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1 箇月当たりの特別料金等の2分の1相当額等」という。）が20,000円以下であった場合 第40条第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額が20,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等）、同条第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）

二 1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えていた場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める額



イ ロに掲げる場合以外の場合 20,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第40条各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

ロ 第38条第3項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 20,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び次に掲げる額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

(1) 第38条第3項第3号に定める期間（以下この号において「最長支給単位期間」という。）において使用されるべき新幹線鉄道等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものに係る特別料金等2分の1相当額

(2) 最長支給単位期間において使用されるべき新幹線鉄道等に係る回数乗車券等の通勤21回分に係る特別料金等2分の1相当額にロに規定する月数を乗じて得た額

3 橋等に係る通勤手当に係る返納額は、第40条第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る橋等、同条第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての橋等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別運賃等の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額とする。

4 理事長は、職員に前3項に定める額を返納させる場合は、返納に係る通勤手当が支給された日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当から一時に差し引くことができる。ただし、当該通勤手当の額がこの項に定める額に満たない場合は、通勤手当その他の給与から一時に差し引くことができるものとする。

（事後の確認）

**第42条** 理事長は、現に通勤手当の支給を受けている職員が第32条第1項の要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

（支給できない場合）

**第43条** 第32条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

（みなし支給）

**第44条** 出張先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に国立研究開発法人産業技術総合研究所旅費規程（13規程第42号）による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、前条の規定にかかわらず、その月についてはその出張先において勤務する場所を就業の場所とみなして支給することができる。

2 第32条第2項の規定は、前項の規定により支給する額について準用する。

（通勤手当の特例）

**第45条** 理事長は、就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、所在する地域を

異にする就業の場所に在勤することとなったこと等により、その通勤の実情が第32条に規定する通勤手当の額を上回る額を支給することが適当と認められる場合は、同条の規定にかかわらず、通勤手当の月額を増額させ、運賃等の全額までを支給することができる。

- 2 理事長は、月の中途において新たに俸給表の適用を受ける職員となった者又は就業の場所を異にする異動若しくは就業の場所の移転に伴い、所在する地域を異にする就業の場所に在勤することとなった職員については、第39条第1項の規定にかかわらず、当該適用の日又は当該異動の発令日（以下「適用の日等」という。）からその日の属する月の末日までに係る通勤手当の額を第4条第5項を準用して算定し、適用の日等の属する月又はその翌月の俸給の支給定日に支給することができる。この場合における交通機関等に係る通勤手当算出の基礎は第32条第7項の規定にかかわらず1箇月を支給単位とする回数乗車券等の額とし、又は自動車等に係る通勤手当算出の基礎額は自動車等に係る1箇月当たりの通勤手当の額を通勤21回分で除して得た額とする。

#### 第6節 寒冷地手当

（寒冷地手当）

**第46条** 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において、次に掲げる研究拠点に在勤する職員（次条において「支給対象職員」という。）に、寒冷地手当を支給する。

##### 一 北海道センター

（支給額）

**第47条** 前条の支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じた表に掲げる額とする。

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
23,360円	13,060円	8,800円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族（第22条第2項及び第3項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）のある職員であって北海道センターが所在する札幌市に居住する扶養親族のないもののうち、第48条第1項の規定による単身赴任手当を支給されている職員であって、職員の扶養親族が居住する住居（当該居住が2以上ある場合にあつては、すべての当該居住）と北海道センターとの間の距離のうち最も近いもの（この表において「最短距離」という。）が60km以上であるもの及び第48条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員以外の職員であつて扶養親族と同居していないもののうち最短距離が60km以上であるものは含まないものとする。		

- 2 次の各号に掲げる支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。

##### 一 第62条第2項、第3項又は第5項の規定により給与の支給を受ける職員 前項の規定に

よる額にその者の俸給の支給について用いられた同条第2項、第3項又は第5項の規定による割合を乗じて得た額

二 第70条の規定の適用を受ける職員 前項の規定による額からその半額を減じた額

三 前2号に掲げるもののほか、次の区分に掲げる職員 零

イ 本邦外にある職員（世帯主である職員（主としてその収入によって世帯の生計を支えている扶養親族を有する者及び扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え、又は下宿、寮等の一部屋を専有している者をいう。）であつて、その扶養親族が、当該職員が本邦外にある期間内に本邦に居住する者を除く。）

ロ 人事規程第23条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされている職員

ハ 人事規程第23条第1項（ロに掲げる職員を除く。）のうち、第62条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員

ニ 職員就業規則第38条第1項ただし書の許可を受けている職員

ホ 職員就業規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている職員

ヘ 育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員

3 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による額を超えない範囲内で、第4条第5項を準用して算定した額とする。

一 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

二 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

三 基準日において前項第1号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第62条第2項、第3項又は第5項の規定による割合が変更された場合

4 支給対象職員が、基準日から俸給の支給定日の前日までの間において退職し、又は懲戒解雇にされた場合には、当該基準日に係る寒冷地手当を支給する。

5 基準日から引き続いて第2項第3号に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、支給定日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る寒冷地手当を支給する。

#### 第7節 単身赴任手当

（単身赴任手当）

**第48条** 就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該異動又は就業の場所の移転の直前の住居から当該異動又は就業の場所の移転の直後に在勤する就業の場所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められる職員のうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から就業の場所に通勤することが、通勤距離等を

考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項及び第50条のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
  - 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
  - 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
  - 三 配偶者が引き続き就業すること。
  - 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
  - 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
- 3 第1項及び第50条第1項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - 一 最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法（自動車等及び航空機を除く。）により算定した通勤距離が60km以上であること。
  - 二 前号と同様に算定した通勤距離が60km未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

（支給額）

**第49条** 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100km以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第3項に定める額を加算した額）とする。

- 2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さにより行うものとする。
- 3 第1項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
  - 一 100km以上300km未満 8,000円
  - 二 300km以上500km未満 16,000円
  - 三 500km以上700km未満 24,000円
  - 四 700km以上900km未満 32,000円
  - 五 900km以上1,100km未満 40,000円
  - 六 1,100km以上1,300km未満 46,000円
  - 七 1,300km以上1,500km未満 52,000円
  - 八 1,500km以上2,000km未満 58,000円
  - 九 2,000km以上2,500km未満 64,000円
  - 十 2,500km以上 70,000円

（権衡職員の範囲等）

**第50条** 給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤

する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第48条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして次に定める職員には、前2条の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

一 就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、住居を移転し、第48条第2項に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該異動又は就業の場所の移転の直前の住居から当該異動又は就業の場所の移転の直後に就業の場所に通勤困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は就業の場所の移転の直後に就業の場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、住居を移転し、第48条第2項に規定するやむを得ない事情に準じて次のイ又はロに掲げる事情により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）であつて、当該異動又は就業の場所の移転の直前の住居から当該異動又は就業の場所の移転の直後に就業の場所に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は就業の場所の移転の直後に就業の場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員  
イ 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学すること。

ロ その他満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が職員と同居できないと認められるイに類する事情

三 就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、住居を移転した後、次のイからハまでに掲げる特別の事情により、当該異動又は就業の場所の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は就業の場所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に就業の場所に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に就業の場所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、住居の移転を伴う直近の就業の場所を異にする移動又は就業の場所の移転（給与方法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合の当該適用を含む。以下「異動等」という。）の直前の居住地（同一市町村内を含む。以下同じ。）に転居すること。

ロ 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に入学又は転学する子を養育するため、住居の移転を伴う直近の異動等の直前の居住地に転居すること。

ハ その他配偶者が職員と同居できないと認められるイ及びロに類する事情

四 就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、住居を移転し、第48条第2項に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、第2号イ又はロに掲げる事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は就業の場所の移転の直前の住居から当該異動又は就業の場所の移転の直後に就業の場所に通勤困難であると認められるもの（当該異動又は就業の場所の移転の直後に就業の場所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

五 就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い、住居を移転した後、第3号イからハマまでに掲げる特別の事情により、当該異動又は就業の場所の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は就業の場所の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に就業の場所に通勤困難であると認められるもの（当該別居の直後に就業の場所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 前各号の規定中「就業の場所を異にする異動又は就業の場所の移転に伴い」とあるのを「給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となったこと又は復帰等に伴い」と、「異動又は就業の場所の移転」とあるのを「適用又は復帰等」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる要件に該当することとなる職員

七 その他第48条の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が認める職員

2 職員の配偶者が単身赴任手当又はこれに相当する手当（給与法等適用職員が受ける第48条又は前項各号の規定に基づく単身赴任手当に相当する手当をいう。）の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

3 新たに採用された職員が、当該採用の日の前々日まで研究所と期間の定めのある雇用契約を締結した職員（任期付職員就業規則第73条の規定により期間の定めのない雇用契約を締結した者を含む。以下「任期付職員」という。）として在職し、当該採用の日の前々日に任期付職員就業規則第12条第1号又は第3号（第76条において準用する場合を含む。）の規定により退職した場合であって、任期付職員としての在職期間中に国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（17規程第7号。以下「任期付職員給与規程」という。）第17条の規定により読み替えたこの規程第48条又は第50条第1項の要件を具備し単身赴任手当の支給を受けていた場合は、新たに採用された日以後も単身赴任手当を支給することができる。

（届出）

**第51条** 職員は、新たに第48条又は第50条第1項各号の要件を具備するに至った場合は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書その他就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情

を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。）を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

**第52条** 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が第48条又は第50条第1項各号の要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

（支給の始期及び終期）

**第53条** 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第48条又は第50条第1項各号の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、同規定の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第51条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

**第54条** 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が第48条又は第50条第1項各号の要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

## 第8節 資格手当

（資格手当）

**第55条** 資格手当は、法令等（法令、条例及び地方公共団体の規則をいう。この条において同じ。）の規定により研究所として、有資格者の選任を義務づけられているとき、有資格者に業務を実施させる必要があるとき又は有資格者の選任の届出等を要するときは、当該法令等に規定する次に掲げる者の職務に従事する職員に支給する。

- 一 衛生管理者
- 二 放射線取扱主任者

- 三 危険物保安監督者
- 四 危険物取扱者
- 五 防火管理者
- 六 防災管理者
- 七 防火管理技能者
- 八 高圧ガス製造保安技術管理者
- 九 冷凍保安責任者
- 十 火薬類取扱保安責任者
- 十一 エネルギー管理企画推進者
- 十二 エネルギー管理員
- 十三 特別管理産業廃棄物管理責任者
- 十四 主任技術者（電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する者に限る。）
- 十五 作業環境測定を行う者
- 十六 毒物劇物取扱責任者
- 十七 安全運転管理者
- 十八 水質管理責任者
- 十九 高圧ガス販売主任者
- 二十 整備管理者

2 前項の資格手当は、当該資格手当の支給を受ける職員が月の初日から末日までの間、全日数にわたり当該職務に従事しなかった場合には支給しない。この場合において、法令等の定めるところにより代理者がその職務を代行することとされている場合にあつては、当該代理者に資格手当を支給する。

3 支給額は、一資格につき月額2,000円とする。

（支給の始期及び終期）

**第56条** 資格手当の支給は、新たに前条第1項各号に掲げる職務に従事する場合は、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、資格手当を支給されている職員がその職務に従事しなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

#### 第9節 極地観測手当

（極地観測手当）

**第56条の2** 極地観測手当は、職員が業務に従事するため南緯55度以南の区域に在勤したときに支給する。

2 前項の手当の額は、在勤する間の1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額（越冬する場合にあつては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額）とする。

職務の級	手当額
5級	4,100円
4級及び3級	3,100円



2 級	2,400円
1 級	2,000円

#### 第10節 連携研究手当

(連携研究手当)

**第56条の3** 連携研究手当は、出向先機関の給与規程等との権衡を考慮し、必要があると認めるときは、出向先機関との協議により部分在籍出向者（既に研究所を退職した者を含む。）に支給することができる。

#### 第11節 諸手当の特例

(適用除外)

**第56条の4** 第1節、第3節及び第5節から前節までの規定にかかわらず、日本国外に滞在し、国際連携、国際協力等の目的で国際機関、外国政府の機関等（外国の州又は自治体の機関を含む。）において研究所の業務を行う職員（以下「在外職員」という。）については、これらの節に規定する諸手当は支給しない。

(在外職員の手当)

**第56条の5** 在外職員には、在勤手当を支給する。

(在勤手当の種類)

**第56条の6** 在勤手当の種類は、在勤基本手当、在外住居手当、配偶者手当、子女教育手当とする。

- 2 在勤基本手当は、在外職員が日本国外に滞在するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給する。
- 3 在外住居手当は、在外職員が日本国外に滞在するのに必要な住宅費に充当するために支給する。
- 4 配偶者手当は、配偶者（在外職員を除く。）を伴う在外職員に支給する。
- 5 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

一 4歳以上18歳未満の子

二 18歳に達した子であって、就学する学校（年少子女の就学地における教育制度による大学又はこれに準ずる学校をいう。）において18歳に達した日に属する学年（18歳に達した日がいずれの学年にも属さない場合には、直前に所属していた学年をいう。）の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの

(在勤基本手当の支給額)

**第56条の7** 在勤基本手当の月額、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和49年政令第179号。以下「政令」という。）別表第1中の大使館に係る表における所在国及び号

(別表第1中の総領事館に係る表における所在地(別表第1中の政府代表部に係る表における所在地を除く。))又は別表第1中の政府代表部に係る表における所在地に該当する場合には、当該所在地及び号)の別によって定める額の百分の六十に相当する額とする。

2 政令別表第1の表の在勤基本手当の月額に係る号別については、次の表の左欄に掲げる在外職員の職務の級に応じ、同表右欄に掲げる号とする。

職務の級	号別
5級	1号
4級	2号又は3号
3級	4号又は5号
2級	6号
1級	7号、8号又は9号

3 理事長は、在外職員のうち、当該在外職員の職務の特殊性を考慮して人事管理上特に必要があると認める者に対しては、前項の規定にかかわらず、別段の取扱いをすることができる。

(在勤基本手当の支給期間)

**第56条の8** 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から、帰国(出張のための帰国を除く。)を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで(以下「在勤基本手当の支給期間」という。)、支給する。

2 在勤基本手当の支給期間中に職務の級に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた職務の級に対応する前条第2項の表に掲げる在勤基本手当の月額に係る号別により在勤基本手当を支給する。

3 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。

4 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員で、在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が20日を超えるものには、第1項の規定にかかわらず、20日を超える期間についての在勤基本手当は、支給しない。

(在外住居手当の支給額)

**第56条の9** 在外住居手当の月額は、在外職員が居住している家具付きでない住宅の1ヵ月に要する家賃の額(在外職員が居住している住宅が家具付きである場合には、それが家具付きでないものとしたときに支払われるべき家賃の額)から政令別表第2中の大使館に係る表における所在国(別表第2中の総領事館に係る表における所在地(別表第2中の政府代表部に係る表における所在地を除く。))又は別表第2中の政府代表部に係る表における所在地に該当する場合には、当該所在地。以下同じ。)の控除欄に定める率を乗じて得た額を控除した額に相当する額とする。ただし、政令別表第2中の大使館に係る表における所在国及び号(別表第2中の総領事館に係る表における所在地(別表第2中の政府代表部に係る表における所在地を除く。))又は別表第2中の政府代表部に係る表における所在地に該当する場合には、当該所在地の号)の別によって別表第2の表の限度額欄で定める額(次項において「限度額」という。)を限度とする。

2 前項ただし書き(限度に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、配偶者を伴う在外職員

以外の者に支給する在外住居手当の月額限度は、限度額の百分の八十に相当する額とする。

- 3 政令別表第2の表の住居手当の月額に係る控除率及び限度額に係る号別については、次の表の左欄に掲げる在外職員の職務の級に応じ、同表右欄に掲げる号とする。

職務の級	号別
5級	1号
4級	2号又は3号
3級	4号
2級	4号
1級	5号

(在外住居手当の支給期間)

**第56条の10** 在外住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

- 2 在外住居手当の支給期間中に職務の級に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた職務の級に対応する前条第3項の表に掲げる住居手当の月額に係る控除率及び限度額に係る号別により在外住居手当を支給する。

- 3 理事長は、在外住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故により、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる必要があると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、180日以内においてその事故の存する間、従前のおり在外住居手当を支給することができる。

- 4 在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在外住居手当を支給する。

(配偶者手当の支給額)

**第56条の11** 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける在外職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の百分の二十に相当する額とする。

(配偶者手当の支給期間)

**第56条の12** 配偶者手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合にあっては、配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで、支給する。

(配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当)

**第56条の13** 配偶者手当を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。

(子女教育手当)

**第56条の14** 子女教育手当の月額は、年少子女1人につき1万8千円とする。

(子女教育手当の支給期間)

**第56条の15** 子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少

子女に該当することになった者である場合にあっては、年少子女に該当することとなった日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に到着する日までの期間が60日以内である場合を除く。）にあってはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで、支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

- 2 在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると理事長が認める場合に限り、前項の規定に準じて当該在外職員に子女教育手当を支給する。
- 3 子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。
- 4 前3項に定めるもののほか、第1項ただし書きの期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項は、子女教育手当の支給に関する規則（昭和48年7月25日外務省令第6号）の例による。

## 第4章 賞与

### 第1節 業績手当

（業績手当）

**第57条** 業績手当は、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員人事評価規程（13規程第13号）第2条第1項第1号の規定による短期評価（以下「短期評価」という。）の結果に基づき職員の業績を処遇に反映させるため、当該短期評価の次の年度の6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員（人事規程第23条第1項の規定により休職にされている職員（第62条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、職員就業規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている職員、同規則第38条第1項ただし書の許可を受けている職員及び育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員を除く。）に、それぞれの基準日の属する月の第6条第6項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した職員（次に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

- 一 その退職した日において人事規程第23条第1項の規定により休職にされている職員（第62条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。）、職員就業規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている職員、同規則第38条第1項ただし書の許可を受けている職員又は育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員であった者
- 二 その退職後基準日までの間において、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人若しくは同条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以

下「独立行政法人等」という。)の職員(ただし、業績手当及び期末手当に相当する給与の支給について、この規程の適用を受ける職員としての在職期間を当該独立行政法人等の職員としての在職期間に通算することとしている独立行政法人等であって、基準日に相当する日前1箇月以内に当該独立行政法人等を退職し、その退職後基準日までの間において、この規程の適用を受ける職員となった場合に、当該職員に業績手当及び期末手当に相当する給与を支給しないこととしている独立行政法人等の職員に限る。以下この条及び第60条において同じ。)となった者

三 人事交流により引き続き給与法等適用職員(ただし、業績手当及び期末手当に相当する給与の支給について、この規程の適用を受ける職員としての在職期間をそれらの者としての在職期間に通算することとしている機関であって、基準日に相当する日前1箇月以内に当該機関を退職し、その退職に引き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合に、それらの者に業績手当及び期末手当に相当する給与を支給しないこととしている機関に使用される者に限る。以下この条、第59条及び第60条において同じ。)となるために退職した職員

- 2 その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して理事長が定める職務(第21条第3項に規定する職群Aから職群Oまでにある者の職務をいう。)にある職員(以下「特定職員」という。)のうち評価者が理事長である職員の業績手当の額は、その職員の基準日の属する年度の前の年度の短期評価に係る期間(以下「短期評価期間」という。)に属する3月31日における俸給及び職責基本額の月額合計額(以下「基準給与」という。)に、当該職員の短期評価期間に属する3月31日における職責加算額又は超過勤務手当を支給する者(以下「超過勤務手当支給対象者」という。)(第21条第5項の規定の適用を受ける者を除く。以下同じ。)に係る超過勤務手当15時間分を加算した額に100分の225を乗じて得た額を基礎額とし、その100分の50から100分の250までの範囲内で、理事長が決定する。
- 3 前項以外の職員の業績手当の額は、その職員の短期評価期間に属する3月31日における基準給与に、当該職員の短期評価期間に属する3月31日における職責加算額又は超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分を加算した額に100分の185(特定職員にあっては100分の225)を乗じて得た額を基礎額とし、その100分の50から100分の200(特定職員にあっては100分の250)までの範囲内で、理事長が決定する。
- 4 理事長は、前項に定める基礎額を職員の属する組織の組織評価に基づき減額することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、理事長は、その職員の業績が極めて顕著な場合にあっては、その職員の第2項及び第3項に定める基礎額の100分の500までの範囲内で、業績手当の額を決定することができる。
- 6 業績手当は、第2項から前項までの規定による額に、短期評価期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額を支給する。この場合において、当該短期評価期間に第59条の規定の適用を受けたことのある職員又は当該短期評価期間に属する12月2日から3月31日までの期間に新たに採用された職員若しくは給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった

者にあっては、当該短期評価期間に属する4月1日から12月1日までの期間で勤務していなかった日は、勤務したものとみなして、次の表の勤務期間に算入することができる。

勤務期間	割合
12箇月	100分の100
11箇月以上12箇月未満	100分の95
10箇月以上11箇月未満	100分の90
9箇月以上10箇月未満	100分の80
8箇月以上9箇月未満	100分の70
7箇月以上8箇月未満	100分の60
6箇月以上7箇月未満	100分の50
5箇月以上6箇月未満	100分の40
4箇月以上5箇月未満	100分の30
3箇月以上4箇月未満	100分の20
2箇月以上3箇月未満	100分の15
1箇月以上2箇月未満	100分の10
1箇月未満	100分の5
零	零

7 前項に規定する勤務期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とし、その算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 職員就業規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている職員及び同規則第38条第1項ただし書の許可を受けている職員として在職した期間

二 育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間（短期評価期間に属する4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間のそれぞれの期間において、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）

三 休職にされていた期間（人事規程第23条第1項第8号及び第9号の規定による休職の期間及び次に掲げる期間を除く。）

イ 第62条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間

ロ 人事規程第23条第1項第3号及び第4号の規定による休職の期間のうち、第1号、第2号若しくは第4号から第8号までに掲げる期間又は休職の期間（第62条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）に相当する期間以外の期間。ただし、研究所以外の機関から当該期間に係る業績手当に相当する給与が支給される場合の当該休職の期間は、これに含まない。

四 育児短時間勤務職員として在職した期間から、当該期間に職員就業規則第17条第2項に規定する育児短時間勤務の勤務時間を同条第1項に規定する1週間の所定労働時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た期間を控除して得た期間

五 第61条第1項の規定により給与を減額された期間

六 負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤（労働者災害補償保険法（昭和

22年法律第50号。以下「労災法」という。)第7条第2項に規定する通勤をいう。第66条において同じ。)による負傷若しくは疾病を除く。)により勤務しなかった期間(健康管理要領(20要領第52号)第17条の規定により同要領別表第3に掲げる就業制限の区分に係る労働時間の短縮の措置を受けた期間を除く。)及び職員就業規則第32条の規定に基づき、当該職員が請求した期間(連続する最初の2暦日に係る期間を除く。)から職員就業規則第21条に規定する休日(次号において「週休日等」という。)を除いた日が60日を超える場合は、その勤務しなかった全期間

七 育児介護休業規程第21条の規定による介護休業の申出をして勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が60日を超える場合は、その勤務しなかった全期間

八 育児介護休業規程第26条の2の規定による介護時間の申出をして勤務しなかった期間が60日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

九 育児介護休業規程第18条の規定による託児時間の申出をして勤務しなかった期間が60日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

十 当該短期評価期間の全期間にわたって勤務した日がない場合は、前各号の規定にかかわらず、その全期間

8 短期評価期間に属する12月2日から3月31日までの期間に、独立行政法人等の職員であった者からこの規程の適用を受ける職員となった者又は給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者の第6項に規定する勤務期間には、その期間内においてそれらの者として在職した期間を算入することができる。

9 第2項の特定職員に該当するかどうかはその職員の短期評価期間に属する3月31日における第21条第3項に規定する職群により決定する。

**第58条** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績手当は、支給しない。

一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第56条第1項の規定による懲戒解雇の処分を受けた者

二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(業績手当の特例)

**第59条** それぞれの基準日に在職する職員(人事規程第23条第1項の規定により休職にされている職員(第62条第1項の規定の適用を受ける休職者を除く。))、職員就業規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている職員、同規則第38条第1項ただし書の許可を受けている職員及び育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員を除く。)のうち、第57条の規定による業績手当の支給されない職員については、それぞれの基準日の属する月の第6条第6項に定める支給日に次項の業績手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した職員への支給については、第57条第1項の規定を準用する。

- 2 前項の業績手当の額は、特定職員のうち評価者が理事長である職員については、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において受けるべき基準給与に、当該基準日現在において職員が受けるべき職責加算額又は超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分を加算した額に、100分の112.5を乗じて得た額を基礎額とする。ただし、新たに採用された職員以外の者については、基準給与のうち俸給については、基準日の属する年度の前の年度の3月31日に受けていたとみなされる号俸の額とする。
- 3 前項以外の職員の業績手当の額は、それぞれその基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき基準給与に、当該基準日現在において職員が受けるべき職責加算額又は超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分を加算した額に100分の92.5（特定職員にあっては100分の112.5）を乗じて得た額を基礎額とする。ただし、新たに採用された職員以外の者については、基準給与のうち俸給については、基準日の属する年度の前の年度の3月31日に受けていたとみなされる号俸の額とする。
- 4 業績手当は、第2項から前項までの規定による額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額を支給する。

勤務期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

- 5 理事長は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に掲げる短期評価の結果を勘案し、業績手当の額を変更することができる。
- 一 人事交流により引き続き給与法等適用職員となるために退職し、かつ、引き続いてこの規程の適用を受ける職員となった者のうち、その退職の日以前の職員としての在職期間における最後の短期評価期間の短期評価の結果に基づく業績手当の支給を受けていない者
- 二 職員就業規則第4条の2第1項に規定する混合給与適用職員であった者が、同規定の適用を受けなくなったときに、引き続き、職員給与規程の適用を受ける職員となった者のう



ち、任期付職員給与規程の適用を受ける以前の在職期間における最後の短期評価期間の短期評価の結果に基づく業績手当の支給を受けていない者

- 6 第57条第7項及び第8項の規定は、第4項の勤務期間について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる読み替える規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第57条第7項本文	前項	第4項
第57条第7項第2号	短期評価期間に属する4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から3月31日までの期間のそれぞれの期間において、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）	当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）
第57条第7項第6号及び第7号	60日	30日
第57条第7項第8号	60日	30日
第57条第7項第9号	60日	30日
第57条第8項	短期評価期間に属する12月2日から3月31日まで	基準日以前6箇月以内
第57条第8項	第6項	第4項

- 7 第2項及び第3項の特定職員に該当するかどうかは、基準日（第2項及び第3項ただし書の規定の適用を受ける場合であって、その職員が基準日の属する年度の前の年度の3月31日に在職していた場合は、当該3月31日）における第21条第3項に規定する職群により決定する。

- 8 前条の規定は、第1項の規定による業績手当の支給について準用する。この場合において、前条本文中「前条」とあるのは「第59条」と読み替えるものとする。

（在外職員の業績手当）

**第59条の2** 在外職員について、第57条から前条までの規定を適用する場合には、第57条第2項中「職責基本額」とあるのは「日本国外に滞在する日の前日に受けていた職責基本額」と、同条第3項中「基準給与」とあるのは「俸給及び日本国外に滞在する日の前日に受けていた職責基本額」と、「当該職員の短期評価期間に属する3月31日における」とあるのは「当該職員が日本国外に滞在する日の前日に受けていた」と、第59条第2項及び第3項中「基準給与」とあるのは「俸給及び当該職員が日本国外に滞在する日の前日に受けていた職

責基本額」と、「当該基準日現在において職員が受けるべき」とあるのは「当該職員が日本国外に滞在する日の前日に受けていた」と、それぞれ読み替えるものとする。

## 第2節 期末手当

(期末手当)

第60条 期末手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（人事規程第23条第1項第1号、第1号の2及び第3号から第9号までの規定により休職されている職員のうち給与の支払いを受けていない職員（以下「無給休職者」という。）、同項第2号により休職にされた職員（以下「起訴休職者」という。）、職員就業規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている職員、同規則第38条第1項ただし書の許可を受けている職員並びに育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員を除く。）に、それぞれの基準日の属する月の第6条第6項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した職員（次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一 その退職した日において無給休職者、起訴休職者、職員就業規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている職員、同規則第38条第1項ただし書の許可を受けている職員又は育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員であった者

二 その退職後基準日までの間において、独立行政法人等の職員となった者

三 人事交流により引き続き給与法等適用職員となるために退職した職員

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130（特定職員にあっては100分の110）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職した職員にあっては、退職した日）において職員が受けるべき基準給与、扶養手当及び職責加算額又は超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分の合計額とする。

4 第2項の在職期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とし、その算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 職員就業規則第56条第1項の規定により出勤停止の処分を受けている職員及び同規則第38条第1項ただし書の許可を受けている職員として在職した期間については、その全期間

二 育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）

三 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その2分の1の期間

イ 第62条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間

ロ 人事規程第23条第1項第3号及び第4号の規定による休職の期間うち第1号、第2号又は第4号に掲げる期間又は休職の期間（第62条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間を除く。）に相当する期間以外の期間。ただし、研究所以外の機関から当該期間に係る期末手当に相当する給与が支給される場合の当該休職の期間は、これに含まない。

四 育児短時間勤務職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

5 第57条第8項の規定は、第2項の在職期間に準用する。この場合において、同条第8項中「短期評価期間に属する12月2日から3月31日まで」とあるのは「基準日以前6箇月以内」と、「第6項の勤務期間」とあるのは「第2項の在職期間」と読み替えるものとする。

6 前項の期間の算定については、第4項の規定を準用する。

7 第2項の特定職員に該当するかどうかは、第59条第7項に準じ、決定する。

（在外職員の期末手当）

**第60条の2** 在外職員の期末手当基礎額については、前条第3項の規定にかかわらず、それぞれの基準日（退職した職員にあっては、退職した日）において在外職員が受けるべき俸給、扶養手当及び日本国外に滞在する直前に受けていた職責基本額及び職責加算額若しくは超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分の合計額とする。

## 第5章 給与の特例等

（給与の減額）

**第61条** 職員が勤務しないときは、休日である場合、代休日を取得した場合、休暇（業務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり病気休暇を取得した場合を除く。）による場合、就業の禁止による場合、就業制限の区分に係る労働時間の短縮の措置による場合、その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合、職員就業規則第30条及び同規則第32条から第37条までの規定により請求があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず兼業等規程第10条第2項及び第18条第2項により許可を受けて勤務時間の一部を割いたときは、その勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（休職者等の給与）

**第62条** 職員が業務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、病気休職にされたとき又は病気休暇の承認を受け、又は取得させることとされたときは、その期間中は給与の全額（労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり病気休職にされたときは、その休職の期間（人事規程第23条の3第2項の規定により合算された期間を含む。）が2年に達するまでは、俸給、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障で病気休職にされたときは、その休職の期間（人事規程第23条の3第2項の規定により合算された期間を含む。）が1年に達するまでは、俸給、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が人事規程第23条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が次の各号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ次の割合を支給することができる。
  - 一 人事規程第23条第1項第3号及び第4号の規定に該当して休職にされた場合 100分の100以内
  - 二 人事規程第23条第1項第6号の規定により休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるとき 100分の100以内
- 6 休職者には、前5項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。ただし、理事長が認める場合はこの限りではない。
- 7 第2項から第5項までの規定による俸給、扶養手当、住居手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。  
（国際機関等への派遣職員の給与）

**第63条** 人事規程第23条第1項第8号の規定により派遣された職員（以下「国際派遣職員」という。）には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、住居手当、期末手当（以下この条において「給与」という。）のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、国際派遣職員の派遣先の勤務に支給される報酬の額が低いと認められるときは、100分の70を超え100分の100以内で理事長が決定した額を支給することができる。

- 2 国際派遣職員の派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該職員には給与を支給しない。
- 3 第4条第6項の規定にかかわらず、第1項の規定による給与は、あらかじめ職員の指定する者に支払うことができる。
- 4 国際派遣職員が職務に復帰した場合における給与等に関する処遇について、他の職員との権衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。なお、その派遣期間中に退職する場合においても同様とする。  
（育児休業者の給与）

**第64条** 育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員は、育児休業期間中、給与を支給しない。ただし、業績手当及び期末手当の支給については、第57条から第59条まで及び第60条の規定の定めるところによる。

（育児短時間勤務の期間における給与の取扱い）

**第64条の2** 育児短時間勤務職員の俸給は、第11条から第13条までの規定により決定された号俸の額とし、その支給においては算出率を乗じて得た額に減額して支給する。

- 2 育児短時間勤務職員の職責手当は、第21条第3項に規定する職責基本額及び同条第4項に規定する職責加算額の月額とし、その支給においてはそれぞれ算出率を乗じて得た額に減額

して支給する。

(託児時間の期間における給与の取扱い)

**第65条** 育児介護休業規程第18条の規定により託児時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 託児時間の期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

(介護時間の期間における給与の取扱い)

**第65条の2** 育児介護休業規程第26条の2の規定により介護時間を取得した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間につき、第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 介護時間の期間は、期末手当の在職期間から除算しない。

(復職時等調整)

**第66条** この条において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 休職等の期間 職員の休職期間、職員就業規則第38条第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)を受けた期間、休業をした期間又は休暇の期間をいう。
  - 二 復職等の日 職員が復職し、勤務に復帰し、又は再び勤務するに至った日をいう。
  - 三 昇給日 第16条第2項に規定する昇給の時期をいう。
  - 四 算定期間 一の昇給日から次の昇給日の前日までの期間をいう。
  - 五 基準号俸 休職等の期間の初日において受けていた号俸をいう。
  - 六 基準日 休職等の期間の初日の直前の昇給日(休職等の期間の初日が昇給日である場合にあっては、その日)をいう。
  - 七 調整期間 各算定期間における休職等の期間を次項の表に定める換算率により換算して得た期間をいう。
  - 八 合算期間 各算定期間における休職等の期間以外の期間と調整期間とを合算した期間をいう。
- 2 休職にされ、若しくは専従許可を受けた職員が復職し、休業をした職員が勤務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職等の期間を次の表に定める換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職等の日及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

休職等の期間	換算率
業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休職又は病気休暇の期間	3分の3以下
人事規程第23条第1項第3号の規定による休職の期間	
人事規程第23条第1項第4号の規定による休職の期間	
人事規程第23条第1項第5号の規定による休職の期間	

人事規程第23条第1項第6号の規定による休職（業務又は通勤中の災害に係るものに限る。）の期間	
人事規程第23条第1項第8号の規定による休職の期間	
人事規程第23条第1項第9号の規定による休職の期間	
育児介護休業規程第21条の規定による介護休業の期間	
専従許可の有効期間	3分の2以下
結核性疾患に係る病気休職又は病気休暇の期間	2分の1以下
非結核性疾患に係る病気休職又は病気休暇の期間	3分の1以下
人事規程第23条第1項第6号の規定による休職（業務又は通勤中の災害に係るものを除く。）の期間	
人事規程第23条第1項第2号の規定による休職（無罪判決を受けた場合に限る。）の期間	3分の3
育児介護休業規程第4条の規定による育児休業の期間	100分の100以下

3 前項の規定による号俸の調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の前日（復職等の日が昇給日である場合にあっては、その前日）までの各算定期間に係る次項の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における号俸の調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の前日までの各算定期間に係る次項の規定による調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとする。

4 調整数は、4（当該算定期間の3月31日において、職員が満55歳（研究所の設立の日の前日において給与法行政職俸給表（二）の適用を受けていた職員にあっては、満57歳）に達している場合にあっては、2）に当該算定期間における合算期間（当該算定期間のすべてが休職等の期間である場合にあっては、調整期間）の月数を12月で除した数を乗じて得た数とする。

（介護休業期間における給与の取扱い）

**第67条** 職員が育児介護休業規程第21条に規定する介護休業の承認を受けて介護休業した場合の給与は、その期間の勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、その月の勤務すべき全時間を勤務しなかったときは、その月の給与は支給しない。

2 承認された介護休業期間は、期末手当の在職期間から除算しない

（専従許可における給与の取扱い）

**第68条** 職員が職員就業規則第38条ただし書の規定により、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可期間中はいかなる給与も支給しない。

2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、期末手当の在職期間から除算する。

（短期従事許可における給与の取扱い）

**第69条** 職員が職員就業規則第40条の規定により、労働組合の役員又は労働組合の規約に基づいて設置される議決機関、投票管理機関若しくは諮問機関の構成員として勤務時間中当該労働組合の業務への従事を許可され、業務に従事しなかった期間は、勤務しない1時間について第9条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 許可を受けて業務に従事しなかった期間は、期末手当の在職期間から除算しない。  
(俸給の半減)

**第70条** 第61条の規定にかかわらず、職員が病気休暇等（病気休暇及び次項に定める就業の禁止をいう。以下同じ。）により、第3項に定める勤務しない期間が90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の引き続き病気休暇等の日（1日の勤務時間の全部を勤務しなかった日に限る。）につき、俸給の半額を減ずる。俸給の半額が減ぜられた場合における賞与（基準日にこの条の適用を受けている職員の賞与に限る。）の算定の基礎となる俸給の月額、当該半減後の額とする。

- 2 前項の就業の禁止は、伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者で、他人に感染のおそれが高いとして、職員就業規則第60条に基づき命ぜられるものをいう。
- 3 第1項の勤務しない期間の日数の計算方法については、職員就業規則第28条の2の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
職員就業規則第28条の2第1項、第2項、第3項及び第4項	病気休暇を取得した	病気休暇等を取得した
職員就業規則第28条の2第1項及び第2項	病気休暇連続取得日数は、	勤務しない期間は、
職員就業規則第28条の2第2項及び第4項	病気休暇連続取得日数の期間	勤務しない期間
職員就業規則第28条の2第2項中	病気休暇、	病気休暇等、
	合計日数とする。	合計日数（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る療養のための病気休暇等の日（分を単位とする病気休暇等を含む。）及びその日から連続して取得した年次有給休暇又は特別休暇の日、代休日及び休日を除く。）とする。
職員就業規則第28条の2第4項	病気休暇（分を単位とする病気休暇を含む。）	病気休暇等（分を単位とする病気休暇等を含む。）

- 4 月又は月の中途において俸給の半額が減ぜられることとなった場合等給与期間中の一部の





職群 E	補正 2		85,000	95,000	105,000	115,000	125,000	135,000			
	補正 3		130,000	140,000	150,000	160,000	170,000	180,000			
職群 F	補正 3		80,000	120,000	130,000	140,000					
職群 G	補正 3		130,000	140,000							
職群 H	補正 3		130,000	140,000							
職群 I	補正 2		75,000	85,000	95,000						
	補正 3		120,000	130,000	140,000						
職群 J	補正 2	55,000	65,000	75,000	85,000	85,000	95,000	105,000	115,000		
	補正 3	100,000	110,000	120,000	130,000	130,000	140,000	150,000	160,000		
職群 K	補正 2	45,000	55,000	65,000	75,000	85,000	105,000				
	補正 3	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	150,000				
職群 L	補正 2		75,000	85,000							
	補正 3		120,000	130,000							
職群 M	補正 2		55,000	65,000	65,000	85,000					
	補正 3		100,000	110,000	125,000	130,000					
職群 N	補正 2	28,000	40,000	45,000	55,000	65,000	75,000				
	補正 3	58,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000				
職群 O	補正 2		26,000	38,000	38,000	38,000	38,000	55,000	65,000	85,000	
	補正 3		58,000	80,000	80,000	80,000	80,000	100,000	110,000	130,000	
職群 P	補正 3		58,000	80,000	80,000	80,000	100,000				
職群 Q	補正 2		20,000	26,000	20,000	26,000	32,000	38,000	38,000	38,000	55,000
	補正 3		46,000	58,000	46,000	58,000	70,000	80,000	80,000	80,000	100,000
職群 R	補正 2		17,000	23,000	28,000	40,000	42,000	65,000			
	補正 3		35,000	46,000	58,000	80,000	85,000	110,000			
職群 S	補正 2		16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	20,000	26,000	38,000	38,000
	補正 3		23,000	29,000	35,000	40,000	46,000	46,000	58,000	80,000	80,000
職群 T	補正 2		16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	28,000			
	補正 3		23,000	29,000	35,000	40,000	46,000	58,000			

(採用困難者等の措置)

**第6条** 研究所の運用上特に必要な者を採用するにあたり、他の職員との権衡上、この規程に規定する俸給、諸手当及び賞与（この条において「給与」という。）では採用が困難な場合等にあつては、理事長は、特段の措置を講じることができる。

2 理事長は、前項に基づき給与を支給するときは、その支給方法及び権衡上必要な額を定めるものとする。

(業績手当の基礎額の調整)

**第7条** 第57条第2項に規定する評価者が理事長である職員の業績手当の額は、第57条の規定

にかかわらず、平成17年度はその職員の業績及びその職員の属する組織の組織評価に基づき理事長が決定する。

- 2 第57条第3項及び第59条第3項で定める基礎額は、それぞれの規定にかかわらず、平成27年3月31日までは当該基礎額に100分の93を乗じて得られた額とする。
- 3 第59条第2項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成27年3月31日までは第59条第2項の額に基準日現在（退職した職員にあっては、退職した日現在）において職員が受けるべき職責加算額又は超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分に100分の90を乗じて得られた額を加えた額とする。
- 4 第59条第3項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成27年3月31日までは第2項の額に第59条第3項の基礎額に100分の7を乗じて得られた額を加えた額とする。
- 5 第57条第3項に規定する職責加算額及び超過勤務手当支給対象者に係る超過勤務手当15時間分の額を算出するための勤務1時間当たりの給与額は、平成17年度は旧職員給与規程第9条に規定する基準給与に第46条又は独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（16規程第37号）附則第3項又は附則第5項の寒冷地手当の月額を加えた合計額を平成16年度の一月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額を用いるものとする。  
（職責手当の補填措置に関する経過措置）

**第8条** 独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（15規程第28号）附則第2項の規定により、職責手当の補填措置を受けていた者の平成17年4月1日以降の職責手当の補填措置については次の各号に定めるところによる。

- 一 補填措置は、平成15年12月31日における当該職員の俸給及び職責手当の合計額（以下「旧俸給等の額」という。）とその職員の平成16年1月1日における俸給及び職責手当の合計額（以下「新俸給等の額」という。）を比較し、新俸給等の額が旧俸給等の額より減少している場合に、当該職員に行う。
- 二 補填措置の期間は、平成16年1月1日から平成18年3月31日までとし、毎月、旧俸給等の額から新俸給等の額を差し引いた額（以下「補填額」という。）を当該月の支給定日に支給する。この場合において、平成16年2月以降の補填額は、新俸給等の額を前号中「平成16年1月1日」とあるのは「その月の初日」と読み替えて計算した額とする。
- 三 補填額の支給は、当該職員が当該職制又は種別から他の職制又は種別へ異動した場合は、これを取りやめる。ただし、一の給与期間の途中で異動したときは、この規程第4条第5項の規定を準用して計算した額を支払うものとする。
- 四 補填額は、業績手当及び期末手当の計算には加えない。

（寒冷地手当に関する経過措置）

**第9条** 独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（16規程第37号）附則第2項第5号に規定する経過措置対象職員の寒冷地手当の支給については、第46条及び第47条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（住居手当の特例措置の経過措置）

**第10条** 旧職員給与規程第35条の住居手当の特例の適用を受けている職員に対する住居手当の

増額は、当該職員が当該特例の要件を具備した日の翌日から起算して10年を経過する日の前日の属する月をもって終了する。

(適用範囲に関する経過措置)

**第11条** 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、職員とみなしてこの規程を適用する。

一 この規程の施行日前に、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号。以下「任期付研究員法」という。）第3条第1項第2号により任期を定めて採用された者であって、改正法附則第2条の規定により改正法上の職員となった者

二 この規程の施行日前に、任期付研究員法第3条第1項第2号の規定により採用することを決定した者

2 この規程の施行日前に任期付研究員法第3条第1項第1号により任期を定めて採用された者が、平成17年4月1日以降引き続き改正法附則第2条の規定により職員となった場合は、独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程（17規程第7号）を適用する。

(国家公務員災害補償法に基づく休業補償の取扱い)

**第12条** 職員が平成17年3月31日以前に、公務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「国災法」という。）第8条による認定を受け、療養のため勤務することができない場合、平成17年4月1日以降の給与については、国災法第12条による休業補償給付を受ける金額に相当する額を控除して支給する。

(経過措置)

**第13条** 職員の給与に関する事項は、この規程に定めるもののほか、この規程に定めのない事項については、当分の間は従前の例によるものとする。

**附 則（17規程第36号・一部改正）**

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

**附 則（17規程第42号・一部改正）**

この規程は、平成17年8月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

**附 則（17規程第84号・一部改正）**

1 この規程は、平成18年2月1日から施行する。

2 平成18年2月1日の前日において職員俸給表に定める職務の級における最高の号俸額を超える俸給月額を受けていた職員の平成18年2月1日における俸給月額は、人事院規則9-116（平成17年改正法附則第2条の規定による職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等を受ける職員の俸給の切替え等）第1条の例により算定した額とする。

3 この規程による改正後の給与規程（以下「新給与規程」という。）第6条第5項の規定にかかわらず、この規程による改正前の給与規程（以下「旧給与規程」という。）第6条第5項の規定に基づき平成17年12月に業績手当を支給された職員については、平成17年12月に支給された業績手当の額を新給与規程第57条第2項から第9項まで、第59条第1項から第6項まで、第62条第1項又は附則第7条の規定により算定される平成17年12月に支給されるべき業績手当に相当する額から減じた額を平成18年2月の俸給の支給定日に業績手当として支給するものとする。

4 旧給与規程第6条の規定に基づき平成17年12月又は平成18年1月に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を平成17年12月又は平成18年1月に支給された当該給与の額から減じた額を、平成18年2月に支給する給与から減ずるものとする。

一 俸給 新給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第5項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成17年12月又は平成18年1月に支給されるべき俸給に相当する額

二 職責加算額 新給与規程第21条第4項の規定により算定される平成17年12月又は平成18年1月に支給されるべき職責加算額に相当する額

三 扶養手当（第22条第2項第1号に掲げる者に係るものに限る。） 新給与規程第22条第4項、第62条第1項から第5項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成17年12月又は平成18年1月に支給されるべき扶養手当に相当する額

四 超過勤務手当 新給与規程第24条第2項及び第3項又は第62条第1項の規定により算定される平成18年1月に支給されるべき超過勤務手当に相当する額

五 期末手当 新給与規程第60条第2項から第7項まで、第62条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により算定される平成17年12月に支給されるべき期末手当に相当する額

5 旧給与規程第61条、第65条第1項、第67条第1項又は第69条第1項の規定により平成17年12月又は平成18年1月に給与を減額して支給された職員については、新給与規程第61条、第65条第1項、第67条第1項又は第69条第1項の規定により算定される平成17年12月又は平成18年1月に減額されるべき額に相当する額を平成17年12月又は平成18年1月に減額された額から減じた額を平成18年2月の俸給の支給定日に支給するものとする。

6 給与規程附則第8条の適用については、この規程による改正後の俸給及び職責手当の額に基づき算定するものとする。

#### 附 則（18規程第24号・一部改正）

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成18年7月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（以下「新給与規程」という。）第55条の規定は、平成18年4月1日から適用する。

（職責手当に関する経過措置）

**第2条** 新給与規程第21条第1項の規定により、職責手当の支給を受ける者のうち、次の各号に該当する者については、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年7月1日以降の職責手当の適用区分はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 平成18年7月1日以降新たに第3項第14号の職群N第V種の職責基本額を適用した者については、その職責基本額の支給は当該者がその要件を具備した日の翌日から起算して3年を経過する日（以下「経過日」という。）の前日の属する月をもって終了し、経過日の属する月の翌月（経過日が月の初日であるときは、その日の属する月）より同職群第IV種を適用する。

二 平成18年7月1日から平成24年9月30日までの間に新たに第3項第18号の職群R第VII種の職責基本額を適用した者については、その職責基本額の支給は当該者がその要件を具備した日の翌日から起算して経過日の前日の属する月をもって終了し、経過日の属する月の翌日より同職群第VI種（経過日の属する月の翌月が平成24年10月以降である場合にあっては、独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（24規程第18号）による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「平成24年10月改正給与規程」という。）第21条第3項第19号の職群S第VII種）を適用する。

三 平成24年10月1日以降新たに平成24年10月改正給与規程第21条第3項第19号の職群S第VIII種の職責基本額を適用した者（前号の規定の適用を受ける者を除く。）については、その職責基本額の支給は当該者がその要件を具備した日の翌日から起算して経過日の前日の属する月をもって終了し、経過日の属する月の翌日より同職群第VII種を適用する。

#### 附 則（18規程第33号・一部改正）

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成18年9月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

（用語の定義）

**第2条** この条から第11条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 旧給与規程 この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。

二 新給与規程 この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。

三 平成21年改正給与規程 独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（21規程第42号）による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。

四 平成22年改正給与規程 独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（22規程第109号）による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。

五 平成24年4月改正給与規程 独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（24規程第18号）による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。

六 旧俸給月額 旧給与規程別表第1職員俸給表の各級の号俸の額又は旧給与規程第19条第3項の規定により算定した俸給の額（平成21年改正給与規程の施行の日において、同規程附則第3条第1項第4号に掲げる減額改定対象職員に該当する者にあつては、それらの額に100分の99.1を乗じて得られた額（それ以外の者にあつては、それらの額に100分の99.34を乗じて得られた額）とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）をいう。

七 新俸給月額 この規程による改正後の別表第1職員俸給表の各級の号俸の額をいう。

八 平成24年改正俸給月額 平成24年4月改正給与規程別表第1職員俸給表の各級の号俸の

額をいう。

九 基準日 平成18年4月1日をいう。

十 暫定期間 平成18年4月1日から本規程の施行日の前日までの旧給与規程の適用を受けていた期間をいう。

十一 休職等期間 新給与規程第66条第1項に規定する休職等の期間をいう。

十二 人事交流等職員 基準日以降に、給与法等適用職員が人事交流等により引き続き新たに新給与規程の適用を受けることとなった職員をいう。

十三 就業の場所

ア つくばセンター、中部センター及び関西センター

イ 北海道センター、東北センター、四国センター、中国センター及び九州センター

ウ 東京本部、臨海副都心センター

(普通昇給の特例)

**第3条** 基準日において55歳（研究所の設立の日の前日において給与法行政職俸給表(二)の適用を受けていた職員にあっては、57歳）を超える職員にあっては、新給与規程第16条第1項の規定にかかわらず、平成18年4月1日に昇給しない。

2 平成20年4月1日から平成23年3月31日の間における昇給の時期において昇給できる号俸は新給与規程第16条第1項及び第3項の規定にかかわらず次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる表に定めるとおりとする。

一 昇給期間に属する3月31日に満55歳に達していない職員

昇給期間において勤務した日数の割合	昇給できる号俸
5/6超	3号俸
4/6超え5/6以下	2号俸
3/6超え4/6以下	1号俸
2/6超え3/6以下	0号俸

二 昇給期間に属する3月31日に満55歳（研究所の設立の日の前日において給与法行政職俸給表(二)の適用を受けていた職員にあっては、57歳）に達している職員

昇給期間において勤務した日数の割合	昇給できる号俸
5/6超	2号俸
4/6超え5/6以下	1号俸
3/6超え4/6以下	0号俸
2/6超え3/6以下	0号俸

3 次条に規定する俸給月額の変更を受けた職員に係る昇給については、第1項及び第2項の規定を準用する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の変更)

**第4条** 基準日の前日において職員が属していた職務の級（以下「基準級」という。）における最高の号俸を超える旧俸給月額を受けていた職員の基準日以降の新号俸は、次の表に定める基準級の旧俸給月額に対応する新号俸とする。

2級		3級		4級		5級	
旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸	旧俸給月額	新号俸
369,675	114	437,625	98	486,350	90	576,900	90

370,350	115	438,450	99	487,300	91	577,900	91
371,025	116	439,275	100	488,250	92	578,900	92
371,700	117	440,100	101	489,200	93	579,900	93
372,375	118	440,925	102	490,150	94	580,900	94
373,050	119	441,750	103	491,100	95	581,900	95
373,725	120	442,575	104	492,050	96	582,900	96
374,400	121	443,400	105	493,000	97	583,900	97
375,075	122	444,225	106	493,950	98	584,900	98
375,750	123	445,050	107	494,900	99	585,900	99
376,425	124	445,875	108	495,850	100	586,900	100
377,100	125	446,700	109	496,800	101	587,900	101
		447,525	110	497,750	102	588,900	102
		448,350	111	498,700	103	589,900	103
		449,175	112	499,650	104	590,900	104
		450,000	113	500,600	105	591,900	105
		450,825	114	501,550	106	592,900	106
		451,650	115	502,500	107	593,900	107
		452,475	116	503,450	108	594,900	108
				504,400	109	595,900	109
				505,350	110	596,900	110
				506,300	111		

(俸給月額の変更に伴う経過措置)

**第5条** 基準日の前日から引き続き在職する職員で、その者の受ける平成24年改正俸給月額が、基準日の前日の旧俸給月額に達しないこととなる職員には、平成26年3月31日までの間、平成24年改正俸給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年改正給与規程附則第4条の規定により給与を減額して支給された職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を俸給として支給する。ただし、次の各号に掲げる職員に該当する者についてはこの限りではない。

- 一 基準日以降に、基準級より下位の級に降格をした職員
- 二 基準日前に休職等期間がある職員であって、基準日以降に当該休職等期間を含む期間にかかる復職時調整をされた職員

**第6条** 前条ただし書の場合において、前条各号に掲げる職員については、前条の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、次の各号に掲げる場合に依りそれぞれ当該各号に定める額を俸給として支給する。

- 一 基準級より下位の職務の級に降格した場合 基準日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（基準日後以降に基準級より下位の職務の級への降格を二回以上した場合にあっては、基準日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、旧給与規程第15条の規定の例により同日において受けることとなる俸給月額に相当する額
- 二 基準日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 基準日の前日に復職時調整をされたものとした場合に旧給与規程第66条の規定の例により同日において受けることとなる俸給月額に相当する額

**第7条** 基準日以降新たに平成24年4月改正給与規程の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して附則第5条の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、次の各号に掲げる場合に依りそれぞれ当該各号に定める額を俸

給として支給する。

- 一 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に附則第5条各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）その者の受ける平成24年改正俸給月額がその者が基準日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる旧俸給月額に相当する額に達しない場合の差額に相当する額
- 二 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に附則第5条各号に掲げる場合に該当することとなった職員その者が基準日の前日に人事交流等職員となり同日に旧給与規程の適用を受けていたものとみなして附則第5条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる俸給の額に相当する額
- 三 基準日前に独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程（18規程第25号）の適用を受けていた任期付職員であつて、基準日以降に任期付職員から平成24年4月改正給与規程の適用を受ける職員となった者その者が平成24年4月改正給与規程第11条に基づき受けることとなった平成24年改正俸給月額が、その者が基準日の前日に職員となったものとした場合に旧給与規程第11条に基づき同日において受けることとなる旧俸給月額に達しない場合のその差額に相当する額

**第8条** 附則第5条から前条までの規定による俸給の支給について、この規定による場合には部内の他の職員との権衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ理事長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（暫定期間の給与の支給）

**第9条** 旧給与規程第6条の規定に基づき暫定期間に給与（住居手当、通勤手当、寒冷地手当、単身赴任手当及び資格手当を除く。以下この条において同じ。）を支給された次の各号に掲げる職員については、基準日以降に新給与規程で支給されるべき給与に相当する額から暫定期間に支給された給与の額を減じた際に追給額が生じた場合は、平成18年9月の俸給の支給定日に給与として支給するものとする。

- 一 基準日の前日から引き続き在職する職員
- 二 基準日以降に新たに採用された職員
- 三 基準日以降の人事交流等職員

（職責手当の経過措置）

**第10条** 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における職責手当については、新給与規程第21条の規定にかかわらず次の表の職員の区分欄の職員及び就業の場所の区分に応じ、それぞれ同表の期間の区分欄に掲げる附則別表の職群及び種別の金額を適用する。ただし、同表に掲げる期間において、それぞれ当該期間の4月1日以降新たに第2条第九号イの就業の場所に他の就業場所から異動した者の職責手当については、この限りでない。

職員の区分		期間の区分		
		平成18年4月1日～平成19年3月31日	平成19年4月1日～平成20年3月31日	平成20年4月1日～平成21年3月31日
基準日の前日から引き続き勤務する職員	ア	附則別表2	附則別表7	附則別表12



基準日以降勤務する人事交流等職員及び基準日以降新たに採用となった職員（2級以下に格付けされた職員）				
基準日の前日から引き続き勤務する職員	イ	附則別表5補正2	附則別表10補正2	附則別表16補正2
基準日以降勤務する人事交流等職員及び基準日以降新たに採用となった職員（2級以下に格付けされた職員）				
基準日の前日から引き続き勤務する職員	ウ	附則別表5補正3 （ただし、平成18年4月1日～平成18年8月31日の間は附則別表19の各職群の中段を適用する。）	附則別表10補正3	附則別表16補正3
基準日以降勤務する人事交流等職員及び基準日以降新たに採用となった職員（2級以下に格付けされた職員）				
基準日以降新たに採用となった職員（3級以上に格付けされた職員）	ア	附則別表3	附則別表3	附則別表3
	イ	附則別表6補正2	附則別表11補正2	附則別表17補正2
	ウ	附則別表6補正3 （ただし、平成18年4月1日～平成18年8月31日の間は附則別表19の各職群の下段を適用する。）	附則別表11補正3	附則別表17補正3
平成18年4月1日時点で55歳を超えて勤務する職員	ア	附則別表1	附則別表1	附則別表1
	イ	附則別表4補正2	附則別表8補正2	附則別表13補正2
	ウ	附則別表4補正3 （ただし、平成18年4月1日～平成18年8月31日の間は附則別表19の各職群の上段を適用する。）	附則別表8補正3	附則別表13補正3
平成19年4月1日時点で55歳を超えて勤務する職員	ア		附則別表2	附則別表2
	イ		附則別表9補正2	附則別表14補正2
	ウ		附則別表9補正3	附則別表14補正3
平成20年4月1日時点で55歳を超えて勤務する職員	ア			附則別表7
	イ			附則別表15補正2
	ウ			附則別表15補正3

第11条 平成21年4月1日から平成27年3月31日までの間における職責手当については、新給与規程第21条の規定にかかわらず次の表の職員の区分欄の職員及び就業の場所の区分に応じ、それぞれ同表の期間の区分欄に掲げる附則別表の職群及び種別の金額を適用する。

職員の区分	期間の区分	
	平成21年4月1日～平成22年3月31日	平成22年4月1日～平成27年3月31日
基準日の前日から引き続き勤務する職員	附則別表18	
基準日以降の人事交流等職員である職員及び基準日以降新たに採用となった職員（2級以下に格付けされた職員）		

基準日以降新たに採用となった職員（3級以上に格付けされた職員）	附則別表 3	
平成18年4月1日時点で55歳を超えて勤務する職員	附則別表 1	附則別表 1
平成19年4月1日時点で55歳を超えて勤務する職員	附則別表 2	附則別表 2
平成20年4月1日時点で55歳を超えて勤務する職員	附則別表 7	附則別表 7
平成21年4月1日時点で55歳を超えて勤務する職員	附則別表 12	附則別表 12
平成22年4月1日時点で55歳を超えて勤務する職員		附則別表 18

附則別表 1

	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群 A		160,00 0	200,00 0	250,00 0	300,00 0						
職群 B		180,00 0									
職群 C		170,00 0	170,00 0	170,00 0	170,00 0						
職群 D		160,00 0	160,00 0	160,00 0	160,00 0	170,00 0	180,00 0				
職群 E		120,00 0	130,00 0	140,00 0	150,00 0	160,00 0	170,00 0				
職群 F		70,000	110,00 0	120,00 0	130,00 0						
職群 G		120,00 0	130,00 0								
職群 H		120,00 0	130,00 0	140,00 0							
職群 I	90,000	100,00 0	120,00 0	130,00 0							
職群 J	90,000	100,00 0	110,00 0	120,00 0	120,00 0	130,00 0	140,00 0	150,00 0	160,00 0		
職群 K	80,000	90,000	100,00 0	110,00 0	120,00 0	140,00 0	140,00 0				
職群 L		110,00 0	120,00 0								
職群 M		90,000	100,00 0	115,00 0	120,00 0						
職群 N	50,000	70,000	80,000	90,000	100,00 0	110,00 0					
職群 O	50,000	50,000	70,000	70,000	70,000	70,000	90,000	100,00 0	110,00 0	120,000	130,000
職群 P		50,000	70,000	70,000	70,000	90,000	110,00 0				
職群 Q	40,000	40,000	50,000	40,000	50,000	60,000	70,000	70,000	70,000	90,000	

職群 R	45,000	50,000	55,000								
職群 S	15,000	20,000	30,000	40,000	50,000	70,000	75,000	100,000			
職群 T	15,000	20,000	25,000	30,000	35,000	40,000	50,000				
職群 U	15,000										

附則別表 2

	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群 A		160,000	200,000	250,000	300,000						
職群 B		188,000									
職群 C		170,000	174,000	176,000	178,000						
職群 D		162,000	166,000	168,000	170,000	178,000	186,000				
職群 E		126,000	136,000	146,000	158,000	166,000	174,000				
職群 F		81,000	115,000	126,000	136,000						
職群 G		126,000	136,000								
職群 H		126,000	136,000	146,000							
職群 I	94,000	105,000	126,000	136,000							
職群 J	94,000	105,000	115,000	126,000	128,000	136,000	146,000	158,000	168,000		
職群 K	86,000	94,000	105,000	116,000	126,000	142,000	144,000				
職群 L		115,000	126,000								
職群 M		94,000	105,000	117,000	124,000						

聰洋 N	54,000	74,000	84,000	94,000	105,000	113,000					
聰洋 O	52,000	54,000	70,000	72,000	74,000	76,000	94,000	105,000	115,000	126,000	136,000
聰洋 P		54,000	72,000	74,000	76,000	94,000	110,000				
聰洋 Q	42,000	43,000	51,000	46,000	54,000	63,000	72,000	74,000	76,000	94,000	
聰洋 R	45,000	50,000	55,000								
聰洋 S	15,000	20,000	31,000	42,000	52,000	70,000	78,000	105,000			
聰洋 T	15,000	20,000	25,400	31,400	36,800	42,000	54,000				
聰洋 U	15,000										

附則別表 3

	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
聰洋A		160,000	200,000	300,000	400,000	500,000					
聰洋B		220,000									
聰洋C		170,000	190,000	200,000	210,000						
聰洋D		170,000	190,000	200,000	210,000	210,000	210,000				
聰洋E		150,000	160,000	170,000	190,000	190,000	190,000				
聰洋F		125,000	135,000	150,000	160,000						
聰洋G		150,000	160,000								
聰洋H		150,000	160,000	170,000							
聰洋I		135,000	150,000	160,000							
聰洋J	110,000	125,000	135,000	150,000	160,000	160,000	170,000	190,000	200,000		
聰洋K	110,000	110,000	125,000	140,000	150,000	150,000	160,000				
聰洋L		135,000	150,000								
聰洋M		110,000	125,000	125,000	140,000						
聰洋N	70,000	90,000	100,000	110,000	125,000	125,000					
聰洋O		70,000	70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	125,000	125,000		
聰洋P		70,000	80,000	90,000	100,000	110,000	110,000				
聰洋Q	50,000	55,000	55,000	70,000	70,000	75,000	80,000	90,000	100,000	110,000	
聰洋R	15,000	35,000	50,000	60,000	70,000	90,000	125,000				

職群S	15,000	20,000	27,000	37,000	44,000	50,000	55,000	55,000	70,000	80,000	90,000
職群T	15,000	20,000	27,000	37,000	44,000	50,000	70,000				
職群U	15,000										

附則別表 4

	補正	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群B	補正3		187,500									
職群C	補正2		135,000	135,000	135,000	135,000						
	補正3		177,500	177,500	177,500	177,500						
職群D	補正2		125,000	125,000	125,000	125,000	135,000	145,000				
	補正3		167,500	167,500	167,500	167,500	177,500	187,500				
職群E	補正2		85,000	95,000	105,000	115,000	125,000	135,000				
	補正3		127,500	137,500	147,500	157,500	167,500	177,500				
職群F	補正3		77,500	117,500	127,500	137,500						
職群G	補正3		127,500	137,500								
職群H	補正3		127,500	137,500	147,500							
職群I	補正2		77,000	85,000	95,000							
	補正3		117,500	127,500	137,500							
職群J	補正2	63,000	70,000	77,000	85,000	85,000	95,000	105,000	115,000	125,000		
	補正3	97,500	107,500	117,500	127,500	127,500	137,500	147,500	157,500	167,500		
職群K	補正2	56,000	63,000	70,000	77,000	85,000	105,000	105,000				
	補正3	87,500	97,500	107,500	117,500	127,500	147,500	147,500				
職群L	補正2		77,000	85,000								
	補正3		117,500	127,500								
職群M	補正2		63,000	70,000	80,500	85,000						
	補正3		97,500	107,500	122,500	127,500						
職群N	補正2	35,000	49,000	56,000	63,000	70,000	77,000					
	補正3	56,000	77,500	87,500	97,500	107,500	117,500					
職群O	補正2		35,000	49,000	49,000	49,000	49,000	63,000	70,000	85,000		
	補正3		56,000	77,500	77,500	77,500	77,500	97,500	107,500	127,500		
職群P	補正3		56,000	77,500	77,500	77,500	97,500	117,500				
職群Q	補正2	28,000	28,000	35,000	28,000	35,000	42,000	49,000	49,000	49,000	63,000	
	補正3	44,500	44,500	56,000	44,500	56,000	67,500	77,500	77,500	77,500	97,500	
職群R	補正2		21,000	28,000	35,000	49,000	52,500	70,000				

	補E3		33,750	44,500	56,000	77,500	82,500	107,500				
職群S	補E2		16,000	17,500	21,000	24,500	28,000	28,000	35,000	35,000	49,000	49,000
	補E3		22,250	28,000	33,750	38,750	44,500	44,500	56,000	56,000	77,500	77,500
職群T	補E2		16,000	17,500	21,000	24,500	28,000	35,000				
	補E3		22,250	28,000	33,750	38,750	44,500	56,000				

附則別表 5

	補E	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群B	補E3		195,500									
職群C	補E2		135,000	135,000	135,000	135,000						
	補E3		177,500	181,500	183,500	185,500						
職群D	補E2		125,000	125,000	125,000	125,000	135,000	145,000				
	補E3		169,500	173,500	175,500	177,500	185,500	193,500				
職群E	補E2		88,200	95,200	105,000	115,000	125,000	135,000				
	補E3		133,500	143,500	153,500	165,500	173,500	181,500				
職群F	補E3		88,500	122,500	133,500	143,500						
職群G	補E3		133,500	143,500								
職群H	補E3		133,500	143,500	153,500							
職群I	補E2		80,500	88,200	95,200							
	補E3		122,500	133,500	143,500							
職群J	補E2	65,800	73,500	80,500	88,200	89,600	95,200	105,000	115,000	125,000		
	補E3	101,500	112,500	122,500	133,500	135,500	143,500	153,500	165,500	175,500		
職群K	補E2	60,200	65,800	73,500	81,200	88,200	105,000	105,000				
	補E3	93,500	101,500	112,500	123,500	133,500	149,500	151,500				
職群L	補E2		80,500	88,200								
	補E3		122,500	133,500								
職群M	補E2		65,800	73,500	81,900	86,800						
	補E3		101,500	112,500	124,500	131,500						
職群N	補E2	37,800	51,800	58,800	65,800	73,500	79,100					
	補E3	60,000	81,500	91,500	101,500	112,500	120,500					
職群O	補E2		37,800	49,000	50,400	51,800	53,200	65,800	73,500	85,000		
	補E3		60,000	77,500	79,500	81,500	83,500	101,500	112,500	128,500		
職群P	補E3		60,000	79,500	81,500	83,500	101,500	117,500				
職群Q	補E2	29,400	30,100	35,700	32,200	37,800	44,100	50,400	51,800	53,200	65,800	
	補E3	46,500	47,500	57,000	50,500	60,000	70,500	79,500	81,500	83,500	101,500	
職群R	補E2		21,700	29,400	36,400	49,000	54,600	73,500				

	補E3		34,750	46,500	58,000	77,500	85,500	112,500				
職群S	補E2		16,000	17,780	21,980	25,760	29,400	30,100	35,700	38,000	50,400	51,800
	補E3		22,250	28,400	35,150	40,550	46,500	47,500	57,000	60,000	79,500	81,500
職群T	補E2		16,000	17,780	21,980	25,760	29,400	37,800				
	補E3		22,250	28,400	35,150	40,550	46,500	60,000				

附則別表 6

	補E	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群B	補E3		227,500									
職群C	補E2		135,000	135,000	140,000	147,000						
	補E3		177,500	197,500	207,500	217,500						
職群D	補E2		125,000	133,000	140,000	147,000	147,000	147,000				
	補E3		177,500	197,500	207,500	217,500	217,500	217,500				
職群E	補E2		105,000	112,000	119,000	133,000	133,000	135,000				
	補E3		157,500	167,500	177,500	197,500	197,500	197,500				
職群F	補E3		132,500	142,500	157,500	167,500						
職群G	補E3		157,500	167,500								
職群H	補E3		157,500	167,500	177,500							
職群I	補E2		94,500	105,000	112,000							
	補E3		142,500	157,500	167,500							
職群J	補E2	77,000	87,500	94,500	105,000	112,000	112,000	119,000	133,000	140,000		
	補E3	117,500	132,500	142,500	157,500	167,500	167,500	177,500	197,500	207,500		
職群K	補E2	77,000	77,000	87,500	98,000	105,000	105,000	112,000				
	補E3	117,500	117,500	132,500	147,500	157,500	157,500	167,500				
職群L	補E2		94,500	105,000								
	補E3		142,500	157,500								
職群M	補E2		77,000	87,500	87,500	98,000						
	補E3		117,500	132,500	132,500	147,500						
職群N	補E2	49,000	63,000	70,000	77,000	87,500	87,500					
	補E3	76,000	97,500	107,500	117,500	132,500	132,500					
職群O	補E2		49,000	49,000	56,000	63,000	70,000	77,000	87,500	87,500		
	補E3		76,000	77,500	87,500	97,500	107,500	117,500	132,500	132,500		
職群P	補E3		76,000	87,500	97,500	107,500	117,500	117,500				
職群Q	補E2	35,000	38,500	38,500	49,000	49,000	52,500	56,000	63,000	70,000	77,000	
	補E3	54,500	59,500	61,000	74,500	76,000	82,500	87,500	97,500	107,500	117,500	
職群R	補E2		24,500	35,000	42,000	49,000	63,000	87,500				



	補正3		38,750	54,500	66,000	77,500	97,500	132,500				
職群S	補正2		16,000	18,900	25,900	30,800	35,000	38,500	38,500	49,000	56,000	63,000
	補正3		22,250	30,000	40,750	47,750	54,500	59,500	61,000	76,000	87,500	97,500
職群T	補正2		16,000	18,900	25,900	30,800	35,000	49,000				
	補正3		22,250	30,000	40,750	47,750	54,500	76,000				

附則別表 7

	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群 A		160,00 0	200,00 0	250,00 0	300,00 0						
職群 B		196,00 0									
職群 C		170,00 0	178,00 0	182,00 0	186,00 0						
職群 D		164,00 0	172,00 0	176,00 0	180,00 0	186,00 0	192,00 0				
職群 E		132,00 0	142,00 0	152,00 0	166,00 0	172,00 0	178,00 0				
職群 F		92,000	120,00 0	132,00 0	142,00 0						
職群 G		132,00 0	142,00 0								
職群 H		132,00 0	142,00 0	152,00 0							
職群 I	98,000	110,00 0	132,00 0	142,00 0							
職群 J	98,000	110,00 0	120,00 0	132,00 0	136,00 0	142,00 0	152,00 0	166,00 0	176,00 0		
職群 K	92,000	98,000	110,00 0	122,00 0	132,00 0	144,00 0	148,00 0				
職群 L		120,00 0	132,00 0								
職群 M		98,000	110,00 0	119,00 0	128,00 0						
職群 N	58,000	78,000	88,000	98,000	110,00 0	116,00 0					

職群 O	54,000	58,000	70,000	74,000	78,000	82,000	98,000	110,000	120,000	132,000	142,000
職群 P		58,000	74,000	78,000	82,000	98,000	110,000				
職群 Q	44,000	46,000	52,000	52,000	58,000	66,000	74,000	78,000	82,000	98,000	
職群 R	45,000	50,000	55,000								
職群 S	15,000	20,000	32,000	44,000	54,000	70,000	81,000	110,000			
職群 T	15,000	20,000	25,800	32,800	38,600	44,000	58,000				
職群 U	15,000										

附則別表 8

	補正	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群B	補正3		185,000									
職群C	補正2		136,000	136,000	136,000	136,000						
	補正3		175,000	175,000	175,000	175,000						
職群D	補正2		128,000	128,000	128,000	128,000	136,000	145,000				
	補正3		165,000	165,000	165,000	165,000	175,000	185,000				
職群E	補正2		96,000	104,000	112,000	120,000	128,000	136,000				
	補正3		125,000	135,000	145,000	155,000	165,000	175,000				
職群F	補正3		75,000	115,000	125,000	135,000						
職群G	補正3		125,000	135,000								
職群H	補正3		125,000	135,000	145,000							
職群I	補正2		88,000	96,000	104,000							
	補正3		115,000	125,000	135,000							
職群J	補正2	72,000	80,000	88,000	96,000	96,000	104,000	112,000	120,000	128,000		
	補正3	95,000	105,000	115,000	125,000	125,000	135,000	145,000	155,000	165,000		
職群K	補正2	64,000	72,000	80,000	88,000	96,000	112,000	112,000				
	補正3	85,000	95,000	105,000	115,000	125,000	145,000	145,000				
職群L	補正2		88,000	96,000								
	補正3		115,000	125,000								
職群M	補正2		72,000	80,000	92,000	96,000						
	補正3		95,000	105,000	120,000	125,000						

職群N	補正2	40,000	56,000	64,000	72,000	80,000	88,000					
	補正3	54,000	75,000	85,000	95,000	105,000	115,000					
職群O	補正2		40,000	56,000	56,000	56,000	56,000	72,000	80,000	96,000		
	補正3		54,000	75,000	75,000	75,000	75,000	95,000	105,000	125,000		
職群P	補正3		54,000	75,000	75,000	75,000	95,000	115,000				
職群Q	補正2	32,000	32,000	40,000	32,000	40,000	48,000	56,000	56,000	56,000	72,000	
	補正3	43,000	43,000	54,000	43,000	54,000	65,000	75,000	75,000	75,000	95,000	
職群R	補正2		24,000	32,000	40,000	56,000	60,000	80,000				
	補正3		32,500	43,000	54,000	75,000	80,000	105,000				
職群S	補正2		16,000	20,000	24,000	28,000	32,000	32,000	40,000	40,000	56,000	56,000
	補正3		21,500	27,000	32,500	37,500	43,000	43,000	54,000	54,000	75,000	75,000
職群T	補正2		16,000	20,000	24,000	28,000	32,000	40,000				
	補正3		21,500	27,000	32,500	37,500	43,000	54,000				

附則別表 9

	補正	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群B	補正3		193,000									
職群C	補正2		136,000	139,200	140,800	142,400						
	補正3		175,000	179,000	181,000	183,000						
職群D	補正2		129,600	132,800	134,400	136,000	142,400	148,800				
	補正3		167,000	171,000	173,000	175,000	183,000	191,000				
職群E	補正2		100,800	108,800	116,800	126,400	132,800	139,200				
	補正3		131,000	141,000	151,000	163,000	171,000	179,000				
職群F	補正3		86,000	120,000	131,000	141,000						
職群G	補正3		131,000	141,000								
職群H	補正3		131,000	141,000	151,000							
職群I	補正2		92,000	100,800	108,800							
	補正3		120,000	131,000	141,000							
職群J	補正2	75,200	84,000	92,000	100,800	102,400	108,800	116,800	126,400	134,400		
	補正3	99,000	110,000	120,000	131,000	133,000	141,000	151,000	163,000	173,000		
職群K	補正2	68,800	75,200	84,000	92,800	100,800	113,600	115,200				
	補正3	91,000	99,000	110,000	121,000	131,000	147,000	149,000				
職群L	補正2		92,000	100,800								
	補正3		120,000	131,000								
職群M	補正2		75,200	84,000	93,600	99,200						
	補正3		99,000	110,000	122,000	129,000						
職群N	補正2	43,200	59,200	67,200	75,200	84,000	90,400					

	補正3	58,000	79,000	89,000	99,000	110,000	118,000					
職群O	補正2		43,200	56,000	57,600	59,200	60,800	75,200	84,000	96,800		
	補正3		58,000	75,000	77,000	79,000	81,000	99,000	110,000	126,000		
職群P	補正3		58,000	77,000	79,000	81,000	99,000	115,000				
職群Q	補正2	33,600	34,400	40,800	36,800	43,200	50,400	57,600	59,200	60,800	75,200	
	補正3	45,000	46,000	55,000	49,000	58,000	68,000	77,000	79,000	81,000	99,000	
職群R	補正2		24,800	33,600	41,600	56,000	62,400	84,000				
	補正3		33,500	45,000	56,000	75,000	83,000	110,000				
職群S	補正2		16,000	20,320	25,120	29,440	33,600	34,400	40,800	43,200	57,600	59,200
	補正3		21,500	27,400	33,900	39,300	45,000	46,000	55,000	58,000	77,000	79,000
職群T	補正2		16,000	20,320	25,120	29,440	33,600	43,200				
	補正3		21,500	27,400	33,900	39,300	45,000	58,000				

附則別表10

	補正	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群B	補正3		201,000									
職群C	補正2		136,000	142,400	145,600	148,800						
	補正3		175,000	183,000	187,000	191,000						
職群D	補正2		131,200	137,600	140,800	144,000	148,800	153,600				
	補正3		169,000	177,000	181,000	185,000	191,000	197,000				
職群E	補正2		105,600	113,600	121,600	132,800	137,600	142,400				
	補正3		137,000	147,000	157,000	171,000	177,000	183,000				
職群F	補正3		97,000	125,000	137,000	147,000						
職群G	補正3		137,000	147,000								
職群H	補正3		137,000	147,000	157,000							
職群I	補正2		96,000	105,600	113,600							
	補正3		125,000	137,000	147,000							
職群J	補正2	78,400	88,000	96,000	105,600	108,800	113,600	121,600	132,800	140,800		
	補正3	103,000	115,000	125,000	137,000	141,000	147,000	157,000	171,000	181,000		
職群K	補正2	73,600	78,400	88,000	97,600	105,600	115,200	118,400				
	補正3	97,000	103,000	115,000	127,000	137,000	149,000	153,000				
職群L	補正2		96,000	105,600								
	補正3		125,000	137,000								
職群M	補正2		78,400	88,000	95,200	102,400						
	補正3		103,000	115,000	124,000	133,000						
職群N	補正2	46,400	62,400	70,400	78,400	88,000	92,800					
	補正3	62,000	83,000	93,000	103,000	115,000	121,000					

職群O	補E2		46,400	56,000	59,200	62,400	65,600	78,400	88,000	97,600		
	補E3		62,000	75,000	79,000	83,000	87,000	103,000	115,000	127,000		
職群P	補E3		62,000	79,000	83,000	87,000	103,000	115,000				
職群Q	補E2	35,200	36,800	41,600	41,600	46,400	52,800	59,200	62,400	65,600	78,400	
	補E3	47,000	49,000	56,000	55,000	62,000	71,000	79,000	83,000	87,000	103,000	
職群R	補E2		25,600	35,200	43,200	56,000	64,800	88,000				
	補E3		34,500	47,000	58,000	75,000	86,000	115,000				
職群S	補E2		16,000	20,640	26,240	30,880	35,200	36,800	41,600	46,400	59,200	62,400
	補E3		21,500	27,800	35,300	41,100	47,000	49,000	56,000	62,000	79,000	83,000
職群T	補E2		16,000	20,640	26,240	30,880	35,200	46,400				
	補E3		21,500	27,800	35,300	41,100	47,000	62,000				

附則別表11

	補E	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群B	補E3		225,000									
職群C	補E2		136,000	152,000	160,000	168,000						
	補E3		175,000	195,000	205,000	215,000						
職群D	補E2		136,000	152,000	160,000	168,000	168,000	168,000				
	補E3		175,000	195,000	205,000	215,000	215,000	215,000				
職群E	補E2		120,000	128,000	136,000	152,000	152,000	152,000				
	補E3		155,000	165,000	175,000	195,000	195,000	195,000				
職群F	補E3		130,000	140,000	155,000	165,000						
職群G	補E3		155,000	165,000								
職群H	補E3		155,000	165,000	175,000							
職群I	補E2		108,000	120,000	128,000							
	補E3		140,000	155,000	165,000							
職群J	補E2	88,000	100,000	108,000	120,000	128,000	128,000	136,000	152,000	160,000		
	補E3	115,000	130,000	140,000	155,000	165,000	165,000	175,000	195,000	205,000		
職群K	補E2	88,000	88,000	100,000	112,000	120,000	120,000	128,000				
	補E3	115,000	115,000	130,000	145,000	155,000	155,000	165,000				
職群L	補E2		108,000	120,000								
	補E3		140,000	155,000								
職群M	補E2		88,000	100,000	100,000	112,000						
	補E3		115,000	130,000	130,000	145,000						
職群N	補E2	56,000	72,000	80,000	88,000	100,000	100,000					
	補E3	74,000	95,000	105,000	115,000	130,000	130,000					
職群O	補E2		56,000	56,000	64,000	72,000	80,000	88,000	100,000	100,000		

	補E3		74,000	75,000	85,000	95,000	105,000	115,000	130,000	130,000		
職群P	補E3		74,000	85,000	95,000	105,000	115,000	115,000				
職群Q	補E2	40,000	44,000	44,000	56,000	56,000	60,000	64,000	72,000	80,000	88,000	
	補E3	53,000	58,000	59,000	73,000	74,000	80,000	85,000	95,000	105,000	115,000	
職群R	補E2		28,000	40,000	48,000	56,000	72,000	100,000				
	補E3		37,500	53,000	64,000	75,000	95,000	130,000				
職群S	補E2		16,000	21,600	29,600	35,200	40,000	44,000	44,000	56,000	64,000	72,000
	補E3		21,500	29,000	39,500	46,500	53,000	58,000	59,000	74,000	85,000	95,000
職群T	補E2		16,000	21,600	29,600	35,200	40,000	56,000				
	補E3		21,500	29,000	39,500	46,500	53,000	74,000				

附則別表12

	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群A		160,000	200,000	250,000	300,000						
職群B		204,000									
職群C		170,000	182,000	188,000	194,000						
職群D		166,000	178,000	184,000	190,000	194,000	198,000				
職群E		138,000	148,000	158,000	174,000	178,000	182,000				
職群F		103,000	125,000	138,000	148,000						
職群G		138,000	148,000								
職群H		138,000	148,000	158,000							
職群I	102,000	115,000	138,000	148,000							
職群J	102,000	115,000	125,000	138,000	144,000	148,000	158,000	174,000	184,000		
職群K	98,000	102,000	115,000	128,000	138,000	146,000	152,000				
職群L		125,000	138,000								
職群M		102,000	115,000	121,000	132,000						
職群N	62,000	82,000	92,000	102,000	115,000	119,000					
職群O	56,000	62,000	70,000	76,000	82,000	88,000	102,000	115,000	125,000	138,000	148,000
職群P		62,000	76,000	82,000	88,000	102,000	110,000				
職群Q	46,000	49,000	53,000	58,000	62,000	69,000	76,000	82,000	88,000	102,000	
職群R	45,000	50,000	55,000								
職群S	15,000	20,000	33,000	46,000	56,000	70,000	84,000	115,000			
職群T	15,000	20,000	26,200	34,200	40,400	46,000	62,000				
職群U	15,000										

附則別表13

	補E	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
--	----	-----	------	-------	------	-----	------	-------	--------	------	-----	------



職群C	補E2		153,000	156,600	158,400	160,200						
	補E3		172,500	176,500	178,500	180,500						
職群D	補E2		145,800	149,400	151,200	153,000	160,200	167,400				
	補E3		164,500	168,500	170,500	172,500	180,500	188,500				
職群E	補E2		113,400	122,400	131,400	142,200	149,400	156,600				
	補E3		128,500	138,500	148,500	160,500	168,500	176,500				
職群F	補E3		83,500	117,500	128,500	138,500						
職群G	補E3		128,500	138,500								
職群H	補E3		128,500	138,500	148,500							
職群I	補E2		103,500	113,400	122,400							
	補E3		117,500	128,500	138,500							
職群J	補E2	84,600	94,500	103,500	113,400	115,200	122,400	131,400	142,200	151,200		
	補E3	96,500	107,500	117,500	128,500	130,500	138,500	148,500	160,500	170,500		
職群K	補E2	77,400	84,600	94,500	104,400	113,400	127,800	129,600				
	補E3	88,500	96,500	107,500	118,500	128,500	144,500	146,500				
職群L	補E2		103,500	113,400								
	補E3		117,500	128,500								
職群M	補E2		84,600	94,500	105,300	111,600						
	補E3		96,500	107,500	119,500	126,500						
職群N	補E2	48,600	66,600	75,600	84,600	94,500	101,700					
	補E3	56,000	76,500	86,500	96,500	107,500	115,500					
職群O	補E2		48,600	63,000	64,800	66,600	68,400	84,600	94,500	108,900		
	補E3		56,000	72,500	74,500	76,500	78,500	96,500	107,500	123,500		
職群P	補E3		56,000	74,500	76,500	78,500	96,500	112,500				
職群Q	補E2	37,800	38,700	45,900	41,400	48,600	56,700	64,800	66,600	68,400	84,600	
	補E3	43,500	44,500	53,000	47,500	56,000	65,500	74,500	76,500	78,500	96,500	
職群R	補E2		27,900	37,800	46,800	63,000	70,200	94,500				
	補E3		32,250	43,500	54,000	72,500	80,500	107,500				
職群S	補E2		18,000	22,860	28,260	33,120	37,800	38,700	45,900	48,600	64,800	66,600
	補E3		20,750	26,400	32,650	38,050	43,500	44,500	53,000	56,000	74,500	76,500
職群T	補E2		18,000	22,860	28,260	33,120	37,800	48,600				
	補E3		20,750	26,400	32,650	38,050	43,500	56,000				

附則別表15

	補E	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群B	補E3		198,500									
職群C	補E2		153,000	160,200	163,800	167,400						



	補E3		172,500	180,500	184,500	188,500						
職群D	補E2		147,600	154,800	158,400	162,000	167,400	172,800				
	補E3		166,500	174,500	178,500	182,500	188,500	194,500				
職群E	補E2		118,800	127,800	136,800	149,400	154,800	160,200				
	補E3		134,500	144,500	154,500	168,500	174,500	180,500				
職群F	補E3		94,500	122,500	134,500	144,500						
職群G	補E3		134,500	144,500								
職群H	補E3		134,500	144,500	154,500							
職群I	補E2		108,000	118,800	127,800							
	補E3		122,500	134,500	144,500							
職群J	補E2	88,200	99,000	108,000	118,800	122,400	127,800	136,800	149,400	158,400		
	補E3	100,500	112,500	122,500	134,500	138,500	144,500	154,500	168,500	178,500		
職群K	補E2	82,800	88,200	99,000	109,800	118,800	129,600	133,200				
	補E3	94,500	100,500	112,500	124,500	134,500	146,500	150,500				
職群L	補E2		108,000	118,800								
	補E3		122,500	134,500								
職群M	補E2		88,200	99,000	107,100	115,200						
	補E3		100,500	112,500	121,500	130,500						
職群N	補E2	52,200	70,200	79,200	88,200	99,000	104,400					
	補E3	60,000	80,500	90,500	100,500	112,500	118,500					
職群O	補E2		52,200	63,000	66,600	70,200	73,800	88,200	99,000	109,800		
	補E3		60,000	72,500	76,500	80,500	84,500	100,500	112,500	124,500		
職群P	補E3		60,000	76,500	80,500	84,500	100,500	112,500				
職群Q	補E2	39,600	41,400	46,800	46,800	52,200	59,400	66,600	70,200	73,800	88,200	
	補E3	45,500	47,500	54,000	53,500	60,000	68,500	76,500	80,500	84,500	100,500	
職群R	補E2		28,800	39,600	48,600	63,000	72,900	99,000				
	補E3		33,250	45,500	56,000	72,500	83,500	112,500				
職群S	補E2		18,000	23,220	29,520	34,740	39,600	41,400	46,800	52,200	66,600	70,200
	補E3		20,750	26,800	34,050	39,850	45,500	47,500	54,000	60,000	76,500	80,500
職群T	補E2		18,000	23,220	29,520	34,740	39,600	52,200				
	補E3		20,750	26,800	34,050	39,850	45,500	60,000				

附則別表16

	補E	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群B	補E3		206,500									
職群C	補E2		153,000	163,800	169,200	174,600						
	補E3		172,500	184,500	190,500	196,500						

職群D	補E2		149,400	160,200	165,600	171,000	174,600	178,200				
	補E3		168,500	180,500	186,500	192,500	196,500	200,500				
職群E	補E2		124,200	133,200	142,200	156,600	160,200	163,800				
	補E3		140,500	150,500	160,500	176,500	180,500	184,500				
職群F	補E3		105,500	127,500	140,500	150,500						
職群G	補E3		140,500	150,500								
職群H	補E3		140,500	150,500	160,500							
職群I	補E2		112,500	124,200	133,200							
	補E3		127,500	140,500	150,500							
職群J	補E2	91,800	103,500	112,500	124,200	129,600	133,200	142,200	156,600	165,600		
	補E3	104,500	117,500	127,500	140,500	146,500	150,500	160,500	176,500	186,500		
職群K	補E2	88,200	91,800	103,500	115,200	124,200	131,400	136,800				
	補E3	100,500	104,500	117,500	130,500	140,500	148,500	154,500				
職群L	補E2		112,500	124,200								
	補E3		127,500	140,500								
職群M	補E2		91,800	103,500	108,900	118,800						
	補E3		104,500	117,500	123,500	134,500						
職群N	補E2	55,800	73,800	82,800	91,800	103,500	107,100					
	補E3	64,000	84,500	94,500	104,500	117,500	121,500					
職群O	補E2		55,800	63,000	68,400	73,800	79,200	91,800	103,500	110,700		
	補E3		64,000	72,500	78,500	84,500	90,500	104,500	117,500	125,500		
職群P	補E3		64,000	78,500	84,500	90,500	104,500	112,500				
職群Q	補E2	41,400	44,100	47,700	52,200	55,800	62,100	68,400	73,800	79,200	91,800	
	補E3	47,500	50,500	55,000	59,500	64,000	71,500	78,500	84,500	90,500	104,500	
職群R	補E2		29,700	41,400	50,400	63,000	75,600	103,500				
	補E3		34,250	47,500	58,000	72,500	86,500	117,500				
職群S	補E2		18,000	23,580	30,780	36,360	41,400	44,100	47,700	55,800	68,400	73,800
	補E3		20,750	27,200	35,450	41,650	47,500	50,500	55,000	64,000	78,500	84,500
職群T	補E2		18,000	23,580	30,780	36,360	41,400	55,800				
	補E3		20,750	27,200	35,450	41,650	47,500	64,000				

附則別表17

	補E	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群B	補E3		222,500									
職群C	補E2		153,000	171,000	180,000	189,000						
	補E3		172,500	192,500	202,500	212,500						
職群D	補E2		153,000	171,000	180,000	189,000	189,000					

	補E3		172,500	192,500	202,500	212,500	212,500	212,500				
職群E	補E2		135,000	144,000	153,000	171,000	171,000	171,000				
	補E3		152,500	162,500	172,500	192,500	192,500	192,500				
職群F	補E3		127,500	137,500	152,500	162,500						
職群G	補E3		152,500	162,500								
職群H	補E3		152,500	162,500	172,500							
職群I	補E2		121,500	135,000	144,000							
	補E3		137,500	152,500	162,500							
職群J	補E2	99,000	112,500	121,500	135,000	144,000	144,000	153,000	171,000	180,000		
	補E3	112,500	127,500	137,500	152,500	162,500	162,500	172,500	192,500	202,500		
職群K	補E2	99,000	99,000	112,500	126,000	135,000	135,000	144,000				
	補E3	112,500	112,500	127,500	142,500	152,500	152,500	162,500				
職群L	補E2		121,500	135,000								
	補E3		137,500	152,500								
職群M	補E2		99,000	112,500	112,500	126,000						
	補E3		112,500	127,500	127,500	142,500						
職群N	補E2	63,000	81,000	90,000	99,000	112,500	112,500					
	補E3	72,000	92,500	102,500	112,500	127,500	127,500					
職群O	補E2		63,000	63,000	72,000	81,000	90,000	99,000	112,500	112,500		
	補E3		72,000	72,500	82,500	92,500	102,500	112,500	127,500	127,500		
職群P	補E3		72,000	82,500	92,500	102,500	112,500	112,500				
職群Q	補E2	45,000	49,500	49,500	63,000	63,000	67,500	72,000	81,000	90,000	99,000	
	補E3	51,500	56,500	57,000	71,500	72,000	77,500	82,500	92,500	102,500	112,500	
職群R	補E2		31,500	45,000	54,000	63,000	81,000	112,500				
	補E3		36,250	51,500	62,000	72,500	92,500	127,500				
職群S	補E2		18,000	24,300	33,300	39,600	45,000	49,500	49,500	63,000	72,000	81,000
	補E3		20,750	28,000	38,250	45,250	51,500	56,500	57,000	72,000	82,500	92,500
職群T	補E2		18,000	24,300	33,300	39,600	45,000	63,000				
	補E3		20,750	28,000	38,250	45,250	51,500	72,000				

附則別表18

	第I種	第II種	第III種	第IV種	第V種	第VI種	第VII種	第VIII種	第IX種	第X種	第XI種
職群A		160,000	200,000	250,000	300,000						
職群B		212,000									
職群C		170,000	186,000	194,000	202,000						
職群D		168,000	184,000	192,000	200,000	202,000	204,000				
職群E		144,000	154,000	164,000	182,000	184,000	186,000				



			160,000	170,000								
職群I	補E3		130,000	140,000	150,000							
			136,000	146,000	156,000							
			160,000	170,000	180,000							
職群I	補E3		120,000	130,000	140,000							
			125,000	136,000	146,000							
			145,000	160,000	170,000							
職群J	補E3	100,000	110,000	120,000	130,000	130,000	140,000	150,000	160,000	170,000		
		104,000	115,000	125,000	136,000	138,000	146,000	156,000	168,000	178,000		
		120,000	135,000	145,000	160,000	170,000	170,000	180,000	200,000	210,000		
職群K	補E3	90,000	100,000	110,000	120,000	130,000	150,000	150,000				
		96,000	104,000	115,000	126,000	136,000	152,000	154,000				
		120,000	120,000	135,000	150,000	160,000	160,000	170,000				
職群L	補E3		120,000	130,000								
			125,000	136,000								
			145,000	160,000								
職群M	補E3		100,000	110,000	125,000	130,000						
			104,000	115,000	127,000	134,000						
			120,000	135,000	135,000	150,000						
職群N	補E3	58,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000					
		62,000	84,000	94,000	104,000	115,000	123,000					
		78,000	100,000	110,000	120,000	135,000	135,000					
職群O	補E3		58,000	80,000	80,000	80,000	80,000	100,000	110,000	130,000		
			62,000	80,000	82,000	84,000	86,000	104,000	115,000	131,000		
			78,000	80,000	90,000	100,000	110,000	120,000	135,000	135,000		
職群P	補E3		58,000	80,000	80,000	80,000	100,000	120,000				
			62,000	82,000	84,000	86,000	104,000	120,000				
			78,000	90,000	100,000	110,000	120,000	120,000				
職群Q	補E3	46,000	46,000	58,000	46,000	58,000	70,000	80,000	80,000	80,000	100,000	
		48,000	49,000	59,000	52,000	62,000	73,000	82,000	84,000	86,000	104,000	
		56,000	61,000	63,000	76,000	78,000	85,000	90,000	100,000	110,000	120,000	
職群R	補E3		35,000	46,000	58,000	80,000	85,000	110,000				
			36,000	48,000	60,000	80,000	88,000	115,000				
			40,000	56,000	68,000	80,000	100,000	135,000				
職群S	補E3		23,000	29,000	35,000	40,000	46,000	46,000	58,000	58,000	80,000	80,000

			23,000	29,400	36,400	41,800	48,000	49,000	59,000	62,000	82,000	84,000
			23,000	31,000	42,000	49,000	56,000	61,000	63,000	78,000	90,000	100,000
職 補 正	E3		23,000	29,000	35,000	40,000	46,000	58,000				
			23,000	29,400	36,400	41,800	48,000	62,000				
			23,000	31,000	42,000	49,000	56,000	78,000				

**附 則（18規程第48号・一部改正）**

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則（18規程第55号・一部改正）**

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

**附 則（19規程第3号・一部改正）**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則（19規程第30号・一部改正）**

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

**附 則（19規程第39号・一部改正）**

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

**附 則（19規程第48号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成20年3月1日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

（給与の差額の支給）

**第2条** この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「新給与規程」という。）第6条の規定にかかわらず、この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）に基づき平成19年12月から平成20年2月に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、平成19年12月から平成20年2月に支給された当該給与の額を、それぞれ当該各号に掲げる額から減じた額を平成20年3月の俸給の支給定日に給与として支給する。

- 一 俸給 新給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成19年12月から平成20年2月に支給されるべき俸給に相当する額
- 二 職責加算額 新給与規程第21条第4項の規定により算定される平成19年12月から平成20年2月に支給されるべき職責加算額に相当する額
- 三 扶養手当（第22条第2項第1号に掲げる者に係るものを除く。） 新給与規程第22条第4項、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成19年12月から平成20年2月に支給されるべき扶養手当に相当する額
- 四 超過勤務手当 新給与規程第24条第2項及び第3項又は第62条第1項の規定により算定される平成20年1月又は平成20年2月に支給されるべき超過勤務手当に相当する額
- 五 業績手当 新給与規程第57条、第59条又は第62条第1項の規定により算定される平成19

年12月に支給されるべき業績手当に相当する額

六 期末手当 新給与規程第60条、第62条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により算定される平成19年12月に支給されるべき期末手当に相当する額

**第3条** 旧給与規程第61条、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により平成19年12月から平成20年2月に給与を減額して支給された職員については、新給与規程第61条、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により算定される平成19年12月から平成20年2月に減額されるべき額に相当する額から平成19年12月から平成20年2月に減額された額を減じた額を、平成20年3月に支給する給与から減ずるものとする。

(給与に関する調整)

**第4条** 平成19年12月1日以降に在職する職員については、社会一般の情勢との均衡を考慮し、それぞれ次の各号により算定する額を、平成20年3月の俸給の支給定日に支給する。

一 旧給与規程第6条の規定に基づき平成19年4月から平成19年11月までに支給された給与(職責基本額、超過勤務手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当、単身赴任手当、資格手当及び極地観測手当を除く。以下この条において同じ。)の合計額と、平成19年4月から平成19年11月までに新給与規程の規定(ただし、第57条から第60条については旧給与規程の規定)を適用したとしたならば支給されることとなる給与との差額に相当する額

二 旧給与規程第6条の規定に基づき平成19年5月から平成19年12月までに支給された超過勤務手当の合計額と、平成19年4月から平成19年11月までに新給与規程の規定を適用したとしたならば支給されることとなる超過勤務手当との差額に相当する額

三 平成19年12月1日を基準日として、平成19年度人事院勧告における地域手当の平均改定額に16.475と給与法第11条の3第1項を職員に適用したとしたならば地域手当の支給の対象となることとなる職員の数を乗じて得た額を、在職する職員の数に年間の月数を乗じて得た数で除して得た額に、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に職員が職責基本額を支給された月数を乗じて算出した額

**附 則 (20規程第6号・一部改正)**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

**第2条** この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程(以下「新給与規程」という。)第66条の規定により職員の号俸を調整する場合において、同条第1項第4号に掲げる算定期間が平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に該当するときの同条第4項の規定の適用については、同項中「4」とあるのは、「3」とする。

**第3条** 新給与規程の施行の際現に育児介護休業規程第4条の規定により育児休業をしている職員が勤務に復帰した場合における新給与規程第66条第2項の規定の適用については、同項の表中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下(当該期間のうち平成20年4月1日前の期間については、2分の1)」とする。

**附 則（20規程第37号・一部改正）**

この規程は、平成20年7月11日から施行する。

**附 則（20規程第43号・一部改正）**

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

**附 則（20規程第58号・一部改正）**

この規程は、平成21年3月15日から施行する。ただし、この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程第21条第3項第10号に規定する第IX種の金額及び附則別表1から附則別表19にそれぞれ規定する職群J第IX種の金額は、平成20年4月1日から適用する。

**附 則（21規程第13号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成21年6月1日から施行する。

（平成21年6月に支給する賞与に関する特例措置）

**第2条** 平成21年6月に支給する業績手当については、第57条及び第59条の規定により算定される額に75分の70（特定職員にあっては95分の85）を乗じて得た額とする。

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第60条第2項の規定の適用については、「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」とする。

**附 則（21規程第28号・一部改正）**

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

**附 則（21規程第42号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する賞与に関する特例措置）

**第2条** 平成21年12月に支給する業績手当については、特定職員にあっては、第57条及び第59条（第59条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算出された額に90分の95を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

2 平成21年12月に支給する期末手当に関する第60条第2項の規定の適用については、「100分の130」とあるのは、「100分の125」とする。

**第3条** この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 旧職員給与規程 この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。
- 二 旧任期付職員給与規程 独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部改正する規程（21規程第43号）による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程をいう。
- 三 対象期間 平成21年4月1日から平成21年11月30日までの期間をいう。



四 減額改定対象職員 対象期間において、その適用される俸給表並びに職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであった者以外の者をいう。

俸給表	職務の級	号俸
旧職員給与規程別表第1職員俸給表	1級	5号俸から60号俸まで
	2級	5号俸から36号俸まで
旧任期付職員給与規程別表 任期付職員俸給表		1号俸から7号俸まで

五 旧俸給 旧職員給与規程又は旧任期付職員給与規程に規定する俸給をいう。

六 旧職責基本額 旧職員給与規程又は旧任期付職員給与規程に規定する職責基本額をいう。

七 旧職責加算額 旧職員給与規程又は旧任期付職員給与規程に規定する職責加算額をいう。

八 旧扶養手当 旧職員給与規程に規定する扶養手当をいう。

九 旧住居手当 旧職員給与規程に規定する住居手当をいう。

十 旧単身赴任手当 旧職員給与規程に規定する単身赴任手当（同規程第49条第3項に定める額を除く。）をいう。この場合において、旧任期付職員給与規程の規定により読み替えて適用される場合を含むものとする。

十一 旧業績手当 旧職員給与規程に規定する業績手当（同規程第57条又は第59条第3項ただし書の規定の適用を受けて算定されるものを除く。）又は旧任期付職員給与規程に規定する業績手当（同規程第19条又は第21条第3項ただし書の規定の適用を受けて算定されるものを除く。）をいう。

十二 旧期末手当 旧職員給与規程又は旧任期付職員給与規程に規定する期末手当をいう。

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第60条、第60条の2及び前条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 対象期間（当該対象期間中に退職し、独立行政法人産業技術総合研究所職員退職手当規程（18規程第39号）の規定により退職手当（次号及び第三号において「退職手当」という。）の支給を受け、当該退職後に新たに採用された場合における当該退職の日以前の期間を除く。）において、減額改定対象職員が支給されるべき旧俸給、旧職責基本額、旧職責加算額、旧扶養手当、旧住居手当及び旧単身赴任手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

二 減額改定対象職員（平成21年5月1日から平成21年11月30日までの間に退職し、退職手当の支給を受け、当該退職後に新たに採用された者であって、平成21年6月に旧業績手当の支給を受けたことがある者を除く。）が平成21年6月に支給されるべき旧業績手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

三 減額改定対象職員（平成21年5月1日から平成21年11月30日までの間に退職し、退職手当の支給を受け、当該退職後に新たに採用された者であって、平成21年6月に旧期末手当の支給を受けたことがある者を除く。）が平成21年6月に支給されるべき旧期末手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

**附 則（22規程第5号・一部改正）**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則（22規程第54号・一部改正）**

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

**附 則（22規程第109号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する賞与に関する特例措置）

**第2条** 平成22年12月に支給する業績手当については、第57条及び第59条（第59条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算出された額に67.5分の65（特定職員にあっては87.5分の85）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

2 平成22年12月に支給する期末手当に関する第60条第2項の規定の適用については、「100分の137.5（特定職員にあっては100分の117.5）」とあるのは、「100分の135（特定職員にあっては100分の115）」とする。

**第3条** この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 旧職員給与規程 この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。

二 旧任期付職員給与規程 独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程の一部を改正する規程（22規程110号）による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所任期付職員給与規程をいう。

三 対象期間 平成22年4月1日から平成22年11月30日までの期間をいう。

四 調整対象職員 対象期間において、旧職員給与規程別表第1職員俸給表適用者であって、その適用される職務の級及び号俸が次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであった者以外の者及び旧任期付給与規程別表任期付職員俸給表適用者をいう。

職務の級	号俸
1級	5号俸から100号俸まで
2級	5号俸から76号俸まで
3級	9号俸から48号俸まで

4級	17号俸から40号俸まで
5級	25号俸から28号俸まで

五 旧俸給 旧職員給与規程又は旧任期付職員給与規程に規定する俸給をいう。

六 旧職責基本額 旧職員給与規程又は旧任期付職員給与規程に規定する職責基本額をいう。

七 旧職責加算額 旧職員給与規程又は旧任期付職員給与規程に規定する職責加算額をいう。

八 旧扶養手当 旧職員給与規程に規定する扶養手当をいう。

九 旧住居手当 旧職員給与規程に規定する住居手当をいう。

十 旧単身赴任手当 旧職員給与規程に規定する単身赴任手当（同規程第49条第3項に定める額を除く。）をいう。この場合において、旧任期付職員給与規程の規定により読み替えて適用される場合を含むものとする。

十一 旧業績手当 旧職員給与規程に規定する業績手当（同規程第57条又は第59条第3項ただし書の規定の適用を受けて算定されるものを除く。）又は旧任期付職員給与規程に規定する業績手当（同規程第19条又は第21条第3項ただし書の規定の適用を受けて算定されるものを除く。）をいう。

十二 旧期末手当 旧職員給与規程又は旧任期付職員給与規程に規定する期末手当をいう。

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第60条、第60条の2及び前条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 対象期間（当該対象期間中に退職し、独立行政法人産業技術総合研究所職員退職手当規程（18規程第39号）の規定により退職手当（次号及び第3号において「退職手当」という。）の支給を受け、当該退職後に新たに採用された場合における当該退職の日以前の期間を除く。）において、調整対象職員が支給されるべき旧俸給、旧職責基本額、旧職責加算額、旧扶養手当、旧住居手当及び旧単身赴任手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

二 調整対象職員（平成22年6月1日において調整対象職員であった者のうち、平成22年12月1日までの間に退職し、退職手当の支給を受け、当該退職後に新たに採用された者であって、平成22年6月に旧業績手当の支給を受けたことがある者を除く。）が平成22年6月に支給されるべき旧業績手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

三 調整対象職員（平成22年6月1日において調整対象職員であった者のうち、平成22年12月1日までの間に退職し、退職手当の支給を受け、当該退職後に新たに採用された者であって、平成22年6月に旧期末手当の支給を受けたことがある者を除く。）が平成22年6月に支給されるべき旧期末手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

(給与の減額措置)

**第4条** 平成30年3月31日までの間、調整対象職員のうち、その職務の級が5級である者(以下「特別調整職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給にあたっては、当該特別調整職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特別調整職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特別調整職員となった場合にあっては、特別調整職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額を支給する。

- 一 俸給月額 当該特別調整職員の俸給月額(当該特別調整職員が第70条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。)に100分の1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を減じた額とする。
- 二 職責手当 当該特別調整職員(第21条第5項の規定の適用を受ける者を除く。)の第21条に規定する職責手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)を減じた額とする。

**附 則 (23規程第3号・一部改正)**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

**第2条** 平成23年4月1日(以下「調整日」という。)において、43歳に満たない職員(昭和43年4月2日以後に生まれた職員をいう。)のうち、以下に掲げる職員の調整日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 一 平成22年4月1日(以下「調整対象昇給日」という。)において独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程(18規程第33号)附則第3条第2項第1号の適用(以下、「昇給抑制」という。)を受けた職員又は同日において第66条による調整を受けた職員
- 二 調整対象昇給日以降に新たに職員となった者であって、その初任給の決定時において、調整対象昇給日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
- 三 調整対象昇給日以降に第13条により俸給を決定された職員であって、その俸給の決定時において、調整対象昇給日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
- 四 調整対象昇給日以降に人事規程第15条第1項による出向より復帰した職員であって、その復帰時の俸給の決定において、調整対象昇給日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
- 五 調整対象昇給日の翌日以降に育児介護休業規程第4条及び第21条による休業、人事規程第23条第1項各号による休職及び職員就業規則第28条による病気休暇又はそのいずれかより復職等をした職員のうち、その復職等の日において調整対象昇給日以前の休職等の期間について第66条による調整を受けた職員
- 六 前各号に掲げられるもののほか、他の職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員

(号俸の調整実施に係る特例措置)

**第3条** 前条の規定は調整日以降、前条第2号から第6号に該当することとなる職員（前条により号俸の調整を受けた職員を除く。）について準用する。

**附 則（23規程第9号・一部改正）**

この規程は、平成23年4月15日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の規定は、平成23年4月1日から適用する。

**附 則（23規程第35号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成24年3月31日から施行する。ただし、第15条の2、第21条第3項第7号及び第21号、第57条第7項第6号、第60条1項各号列記以外の部分、第61条第1項、第62条第2項及び第3項、第66条第2項の表並びに第70条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

**第2条** 前条ただし書に規定する規定が施行されるまでの間は、職責手当、業績手当、期末手当、給与の減額、休職者等の給与、復職時等調整及び俸給の半減に関する事項については、なお従前の例による。

（俸給の半減に関する経過措置）

**第3条** 改正後の第70条の規定に関わらず、第1条ただし書に規定する施行日の前日から引き続き病気休暇等を取得している職員の俸給の半減については、なお従前の例による。

**附 則（24規程第18号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（用語の定義）

**第2条** この条から第7条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 旧職員給与規程 この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。
- 二 平成18年改正給与規程 独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（18規程第33号）による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。
- 三 特例期間 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの期間をいう。
- 四 支給減額率 特例期間において、その適用される職務の級が次の表の職務の級欄の区分に応じそれぞれ同表の割合欄に定める割合をいう。

職務の級	割合
2級以下	100分の4.77
3級及び4級	100分の7.77
5級	100分の9.77

五 対象期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間をいう。

六 調整対象職員 対象期間において、旧職員給与規程別表第1職員俸給表適用者であつて、その適用される職務の級及び号俸が次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであ

った者以外の者をいう。

職務の級	号俸
1級	5号俸から112号俸まで
2級	5号俸から88号俸まで
3級	9号俸から60号俸まで
4級	17号俸から52号俸まで
5級	25号俸から40号俸まで

七 旧俸給 旧職員給与規程に規定する俸給をいう。

八 旧職責基本額 旧職員給与規程に規定する職責基本額をいう。

九 旧職責加算額 旧職員給与規程に規定する職責加算額をいう。

十 旧扶養手当 旧職員給与規程に規定する扶養手当をいう。

十一 旧住居手当 旧職員給与規程に規定する住居手当をいう。

十二 旧単身赴任手当 旧職員給与規程に規定する単身赴任手当（同規程第49条第3項に定める額を除く。）をいう。

十三 旧業績手当 旧職員給与規程に規定する業績手当（同規程第57条又は第59条第3項ただし書の規定の適用を受けて算定されるものを除く。）をいう。

十四 旧期末手当 旧職員給与規程に規定する期末手当をいう。

（給与の減額支給に関する特例）

**第3条** 特例期間における職員に対する給与の支給については、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額を減額して支給する。

一 俸給 当該職員が受けるべき俸給（平成18年改正給与規程附則第5条による俸給を含み、当該職員が第70条第1項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給（同条の俸給を含む。）をいう。以下同じ。）に、当該職員が適用される支給減額率を乗じて得た額

二 職責基本額 当該職員の職責基本額の月額に100分の10を乗じて得た額

三 業績手当 当該職員が受けるべき業績手当の額（前二号の規定の適用がないものとして算出された業績手当の額をいう。）に、100分の9.77を乗じて得た額

四 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額（第1号及び第2号の規定の適用がないものとして算出された期末手当の額をいう。）に、100分の9.77を乗じて得た額

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

**第4条** 平成24年6月に支給する期末手当の額は、第60条、第60条の2及び前条第4号の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 対象期間（当該対象期間中に退職し、独立行政法人産業技術総合研究所職員退職手当規程（18規程第39号）の規定により退職手当（次号において「退職手当」という。）の支給を受け、当該退職後に新たに採用された場合における当該退職の日以前の期間を除く。）

において、調整対象職員が支給されるべき旧俸給、旧職責基本額、旧職責加算額、旧扶養手当、旧住居手当及び旧単身赴任手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

二 調整対象職員（平成23年6月1日又は平成23年12月1日において調整対象職員であった者のうち、平成24年6月1日までの間に退職し、退職手当の支給を受け、当該退職後に新たに採用された者であって、平成23年6月又は平成23年12月に旧業績手当及び旧期末手当の支給を受けたことがある者を除く。以下この号において同じ。）が平成23年6月に支給された旧業績手当及び旧期末手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに調整対象職員が平成23年12月に支給された旧業績手当及び旧期末手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

（端数計算）

**第5条** この規程により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（平成24年4月1日における号俸の調整）

**第6条** 平成24年4月1日（以下この条及び次条において「調整日」という。）において36歳に満たない職員（昭和51年4月2日以後に生まれた職員をいう。）のうち、次の各号に掲げる職員の調整日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（第3号に掲げる職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 一 調整日において30歳以上36歳未満の職員のうち、平成20年昇給抑制職員又は平成21年昇給抑制職員のいずれかに該当する職員
- 二 調整日において30歳未満の職員のうち、平成20年昇給抑制職員又は平成21年昇給抑制職員のいずれかのみ該当する職員
- 三 調整日において30歳未満の職員のうち、平成20年昇給抑制職員又は平成21年昇給抑制職員のいずれにも該当する職員

2 前項の平成20年昇給抑制職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- 一 平成20年4月1日において昇給抑制を受けた職員又は同日において第66条による調整を受けた職員
- 二 平成20年4月1日以降に新たに採用された職員であって、その初任給の決定において、平成20年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
- 三 平成20年4月1日以降に第13条の規定により俸給を決定された職員であって、その俸給の決定において、平成20年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
- 四 平成20年4月1日以降に人事規程第15条第1項による出向より復帰した職員であって、その復帰時の俸給の決定において、平成20年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
- 五 平成20年4月2日以降に、育児介護休業規程第4条及び第21条による休業、人事規程第23条第1項各号による休職及び職員就業規則第28条による病気休暇又はそのいずれかより復職等をした職員のうち、その復職等の日において平成20年4月1日以前の休職等の期間について第66条による調整を受けた職員

3 第1項の平成21年昇給抑制職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- 一 平成21年4月1日において昇給抑制を受けた職員又は同日において第66条による調整を受けた職員
  - 二 平成21年4月1日以降に新たに採用された職員であって、その初任給の決定において、平成21年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
  - 三 平成21年4月1日以降に第13条の規定により俸給を決定された職員であって、その俸給の決定において、平成21年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
  - 四 平成21年4月1日以降に人事規程第15条第1項による出向より復帰した職員であって、その復帰時の俸給の決定において、平成21年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員
  - 五 平成21年4月2日以降に育児介護休業規程第4条及び第21条による休業、人事規程第23条第1項各号による休職及び職員就業規則第28条による病気休暇又はそのいずれかより復職等をした職員のうち、その復職等の日において平成21年4月1日以前の休職等の期間について第66条による調整を受けた職員
- 4 調整日において他の職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員は、第1項の規定にかかわらず、2号俸の範囲内において号俸を調整することができる。  
(号俸の調整実施に係る特例措置)

**第7条** 前条第1項及び第4項の規定は、調整日以降、前条第2項第2号から第5号まで、前条第3項第2号から第5号まで及び第4項に該当することとなる職員（前条第1項及び第4項の規定により号俸の調整を受けた職員を除く。）について準用する。

**附 則（24規程第46号・一部改正）**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成24年10月1日から施行する。

(職責手当に関する経過措置)

**第2条** この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程第21条第3項第19号の職群S第II種の金額及び附則別表1、附則別表2、附則別表7、附則別表12及び附則別表18にそれぞれ規定する職群S第II種の金額の適用については、平成26年2月28日までの間、「20,000」とあるのは「40,000」と読み替えて適用する。

**附 則（24規程第60号・一部改正）**

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

**附 則（25規程第9号・一部改正）**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号俸の調整)

**第2条** 平成25年4月1日（以下この条及び次条において「調整日」という。）において39歳に満たない職員（昭和49年4月2日以後に生まれた職員をいう。）のうち、次の各号に掲げる職員の調整日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 一 調整日において31歳以上37歳未満の職員のうち、平成20年昇給抑制職員及び平成21年



昇給抑制職員のいずれにも該当する職員

二 調整日において37歳以上39歳未満の職員のうち、平成20年昇給抑制職員又は平成21年昇給抑制職員のいずれかに該当する職員

2 前項の平成20年昇給抑制職員は、次の各号に掲げる職員とする。

一 平成20年4月1日において昇給抑制を受けた職員又は同日において第66条による調整を受けた職員

二 平成20年4月1日以降に新たに採用された職員であって、その初任給の決定において、平成20年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員

三 平成20年4月1日以降に第13条の規定により俸給を決定された職員であって、その俸給の決定において、平成20年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員

四 平成20年4月1日以降に人事規程第15条第1項による出向より復帰した職員であって、その復帰時の俸給の決定において、平成20年4月1日の昇給抑制を受けたとみなされる職員

五 平成20年4月2日以降に、育児介護休業規程第4条及び第21条による休業、人事規程第23条第1項各号による休職及び職員就業規則第28条による病気休暇又はそのいずれかより復職等をした職員のうち、その復職等の日において平成20年4月1日以前の休職等の期間について第66条による調整を受けた職員

3 第1項の平成21年昇給抑制職員は、次の各号に掲げる職員とする。

一 平成21年4月1日において昇給抑制を受けた職員又は同日において第66条による調整を受けた職員

二 平成21年4月1日以降に新たに採用された職員であって、その初任給の決定において、平成21年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員

三 平成21年4月1日以降に第13条の規定により俸給を決定された職員であって、その俸給の決定において、平成21年4月1日に昇給抑制を受けたとみなされる職員

四 平成21年4月1日以降に人事規程第15条第1項による出向より復帰した職員であって、その復帰時の俸給の決定において、平成21年4月1日昇給抑制を受けたとみなされる職員

五 平成21年4月2日以降に育児介護休業規程第4条及び第21条による休業、人事規程第23条第1項各号による休職及び職員就業規則第28条による病気休暇又はそのいずれかより復職等をした職員のうち、その復職等の日において平成21年4月1日以前の休職等の期間について第66条による調整を受けた職員

4 調整日において他の職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員は、第1項の規定にかかわらず、1号俸を調整することができる。

(号俸の調整実施に係る特例措置)

**第3条** 前条第1項及び第4項の規定は、調整日以降、前条第2項第2号から第5号まで、前条第3項第2号から第5号まで及び第4項に該当することとなる職員（前条第1項及び第4項の規定により号俸の調整を受けた職員を除く。）について準用する。

附 則（25規程第17号・一部改正）

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

**附 則（25規程第34号・一部改正）**

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

**附 則（26規程第20号・一部改正）**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則（26規程第69号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成27年2月6日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の差額の支給）

**第2条** 新職員給与規程第6条の規定にかかわらず、平成27年2月1日以降に在職する職員であつて、この規程による改正前の独立行政法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「旧職員給与規程」という。）に基づき平成26年4月から平成27年1月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、平成27年2月の俸給の支給定日に給与として支給する。

- 一 俸給 新職員給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成26年4月から平成27年1月までの間に支給されるべき俸給に相当する額から、平成26年4月から平成27年1月までの間に支給された俸給の額を減じた額
- 二 職責加算額 新職員給与規程第21条第4項の規定により算定される平成26年4月から平成27年1月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、平成26年4月から平成27年1月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額
- 三 職務加算額 新職員給与規程第21条第5項の規定により算定される平成26年4月から平成27年1月までの間に支給されるべき職務加算額に相当する額から、平成26年4月から平成27年1月までの間に支給された職務加算額の額を減じた額
- 四 超過勤務手当 新職員給与規程第24条第2項及び第3項又は第62条第1項の規定により算定される平成26年5月から平成27年1月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、平成26年5月から平成27年1月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額
- 五 通勤手当 新職員給与規程第32条第2項の規定により算定される平成26年4月から平成27年1月までの間に支給されるべき通勤手当に相当する額から、平成26年4月から平成27年1月までの間に旧職員給与規程第32条第2項の規定により算定して支給された通勤手当の額を減じた額
- 六 業績手当 新職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び附則第7条の規定により算定される平成26年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者及び職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であつて人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当につい

ては、同年6月に、旧職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び附則第7条の規定により算定した額を支給したものとみなした額)を減じた額。この場合において、新職員給与規程第57条第2項中「100分の175」とあるのは「100分の190」と、同条第3項中「100分の135」とあるのは「100分の150」と、「100分の175」とあるのは「100分の190」と、第59条第2項中「100分の87.5」とあるのは「100分の95」と、同条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の75」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の95」と読み替えるものとする。

七 期末手当 新職員給与規程第60条、第62条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第63条第1項の規定により算定される平成26年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

**第3条** 平成27年2月1日以降に在職する職員であつて、旧職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により平成26年4月から平成27年1月までの間に給与を減額して支給された職員については、新職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により算定される平成26年4月から平成27年1月までの間に減額されるべき額に相当する額から平成26年4月から平成27年1月までの間に減額された額を減じた額を、平成27年2月に支給する給与から減ずるものとする。

**第4条** この附則第2条第1号から第5号まで及び第7号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び前条中「平成27年2月1日以降に在職する職員」とあるのは「平成26年4月1日から平成27年2月1日の前日までに在職した職員」と、読み替えるものとする。

- 一 平成26年4月1日から平成27年2月1日の前日までの間に職員として在職し、平成27年2月1日以降引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成26年4月1日から平成27年2月1日の前日までの間に職員として在職し、平成27年2月1日に、職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者  
(契約職員の通勤手当の支給の特例)

**第5条** 独立行政法人産業技術総合研究所契約職員給与規程(17規程第8号)第11条の規定により準用する新職員給与規程第32条の規定は、この附則第1条の規定にかかわらず、平成27年2月1日から適用する。

2 前項に規定する契約職員の通勤手当は、平成27年2月1日以降に在籍する契約職員に支給する。

**附 則 (26規程第71号・一部改正)**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則 (26規程第81号・一部改正)**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(用語の定義)

**第2条** この条から第5条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号

に定めるところによる。

一 旧職員給与規程 この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。

二 新職員給与規程 この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程をいう。

(職務の級における号俸の切替え)

**第3条** この規程の施行日の前日において旧職員給与規程別表第1の職員俸給表を適用される職員が属していた職務の級(以下「基準級」という。)における号俸(以下「旧号俸」という。)を受けていた職員の、施行日以降の号俸(以下「新号俸」という。)は、次の表の基準級の旧号俸欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の新号俸欄に掲げる額とする。

旧号俸	新号俸				
	1級	2級			
5	5	5			
6	6	6			
7	7	7	新号俸		
8	8	8	3級		
9	9	9		11	
10	10	10		12	
11	11	11		13	
12	12	12		14	
13	13	13		15	
14	14	14		16	
15	15	15	18	新号俸	
16	16	16	19	4級	
17	17	17	20	21	
18	18	18	21	22	
19	19	19	22	23	
20	20	20	23	24	
21	21	21	24	25	
22	22	22	25	26	
23	23	23	26	27	新号俸
24	24	24	27	28	5級
25	25	26	28	29	28
26	26	27	29	30	29
27	27	28	30	31	31
28	28	29	32	32	32

29	29	30	33	33	
30	30	31	34	34	33
31	31	32	35	35	35
32	32	33	36	36	36
33	33	34	37	37	37
34	34	35	38	38	38
35	35	37	39	39	39
36	36	38	40	40	40
37	37	39	42	42	41
38	38	40	43	43	42
39	39	41	44	44	43
40	40	43	45	45	44
41	41	44	46	46	45
42	42	45	47	47	46
43	43	47	48	48	47
44	44	48	50		48
45	45	50	51	50	49
46	46	51	52	51	50
47	47	52	54	52	51
48	48	53	55	53	52
49	50	54		55	53
50	51	55	56	56	54
51	52	56	58	57	55
52	53	57		58	56
53	54	58	59	59	57
54	55	59	60	60	58
55	56	60	62	61	59
56	57	61	63	62	61
57	58	62	64	63	
58	59	63	66	64	62
59	61	64	68	65	64
60	62	66	70	66	65
61	63	67	71	67	66
62	65	68	72	68	67
63	66	69	73	69	68
64	67	70	74	70	69
65	68	71	76	71	71

66	69	72	77	72	72
67	71	73	78	74	73
68	72	74	79	75	75
69	73	75	80	76	76
70	74	76	81	77	78
71	75	77	82	79	79
72	76	79	83	80	80
73	77	80	84	82	82
74	78	81	86	83	83
75	79	82	87	86	85
76	80	83	88	88	86
77	81	83	89	90	88
78	83	85	90	92	90
79	84	86	92	94	91
80	85	87	93	96	93
81	86	89	94	97	94
82	87	91	95	99	95
83	88	93	96	101	96
84	89	95	98	103	98
85	90	98	100	104	100
86	91	99	101	105	101
87	92	101	102	107	102
88	93	102	103	109	103
89	94	104	104	111	104
90	95	105	105	112	106
91	96	106	106	114	107
92	97	107	107	116	108
93	98	107	108	118	110
94	100	108	109	119	111
95	101	109	110	121	112
96	103	110	111	123	114
97	104	111	112	125	115
98	105	112	113	127	116
99	106	113	114	129	118
100	108	114	115	131	119
101	109	115	116	133	120
102	110	117	117	135	122

103	112	118	118	137	123
104	114	119	119	139	124
105	117	120	121	142	126
106	120	121	122	144	127
107	122	122	123	146	128
108	124	123	124	148	129
109	126	125	125	151	131
110	128	126	126	154	132
111	130	127	127	157	
112	131	128	129		
113	132	130	130		
114	133	131	131		
115	134	132	132		
116	135	133	133		
117	136	134			
118	137	135			
119	138	136			
120	139	137			
121	140	139			
122	142	140			
123	143	141			
124	144	142			
125	145	143			

(普通昇給の特例)

**第4条** 平成27年4月1日において職員(満55歳に達している職員を除く。)が昇給できる号俸は新職員給与規程第16条第1項の規定にかかわらず次の表に定めるとおりとする。

昇給期間において勤務した日数の割合	昇給できる号俸
5/6超	3号俸
4/6超え5/6以下	2号俸
3/6超え4/6以下	1号俸
2/6超え3/6以下	0号俸

2 昇格後の最初の昇給を平成27年4月1日に行う場合で、旧職員給与規程の対応号俸表中昇格後に対応する昇給前の号俸が複数ある場合の職員が昇給できる号俸は、新職員給与規程第16条第3項及び前項の規定にかかわらず次の表の昇給できる号俸の欄に定める号俸とする。この場合において、次の表の昇格後に対応する昇給前の号俸の数及び当該職員の左の数のうちの号俸の位置は、旧職員給与規程の対応号俸表を適用する。

昇格後に対応する昇給前の	当該職員の左の数のうちの	昇給できる号俸
--------------	--------------	---------

号俸の数	号俸の位置	
2	下位	2号俸
	上位	3号俸
3	最上位以外	2号俸
	最上位	3号俸
4以上	最上位以外	2号俸
	最上位	3号俸

(単身赴任手当の月額に関する特例)

**第5条** 新職員給与規程第49条第1項に規定する単身赴任手当の月額30,000円は、同項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までの間は、26,000円とする。

(業績手当の基礎額の調整)

**第6条** 第57条第2項又は第59条第2項に規定する評価者が理事長である職員の業績手当の基礎額は、当該規定にかかわらず、平成29年3月31日までは当該基礎額に100分の82を乗じて得られた額とする。

2 第57条第3項又は第59条第3項に規定する基礎額は、当該規定にかかわらず、平成29年3月31日までは当該基礎額に100分の85を乗じて得られた額とする。

3 第59条第2項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成29年3月31日までは第1項の額に第59条第2項の基礎額に100分の18を乗じて得られた額を加えた額とする。

4 第59条第3項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成29年3月31日までは第2項の額に第59条第3項の基礎額に100分の15を乗じて得られた額を加えた額とする。

**附 則 (27規程第71号・一部改正)**

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則 (27規程第91号・一部改正)**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成28年3月15日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程(以下「新職員給与規程」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の差額の支給)

**第2条** 新職員給与規程第6条の規定にかかわらず、平成28年3月1日以降に在職する職員であつて、この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程(以下「旧職員給与規程」という。)に基づき平成27年4月から平成28年2月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、平成28年3月の俸給の支給定日に給与として支給する。

一 俸給 新職員給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成27年4月から平成28年2月までの間に支給されるべき俸給に相



当する額から、平成27年4月から平成28年2月までの間に支給された俸給の額を減じた額

二 職責加算額 新職員給与規程第21条第4項の規定により算定される平成27年4月から平成28年2月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、平成27年4月から平成28年2月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額

三 職務加算額 新職員給与規程第21条第5項の規定により算定される平成27年4月から平成28年2月までの間に支給されるべき職務加算額に相当する額から、平成27年4月から平成28年2月までの間に支給された職務加算額の額を減じた額

四 超過勤務手当 新職員給与規程第24条第2項及び第3項又は第62条第1項の規定により算定される平成27年5月から平成28年2月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、平成27年5月から平成28年2月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額

五 業績手当 新職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（26規程第81号）附則第6条の規定により算定される平成27年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者及び職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であって、人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（26規程第81号）附則第6条の規定により算定した額を支給したものとみなした額）を減じた額

六 期末手当 新職員給与規程第60条、第62条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第63条第1項の規定により算定される平成27年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

**第3条** 平成28年3月1日以降に在職する職員であって、旧職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により平成27年4月から平成28年2月までの間に給与を減額して支給された職員については、新職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により算定される平成27年4月から平成28年2月までの間に減額されるべき額に相当する額から平成27年4月から平成28年2月までの間に減額された額を減じた額を、平成28年3月に支給する給与から減ずるものとする。

**第4条** この附則第2条第1号から第4号まで及び第6号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び前条中「平成28年3月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成27年4月1日から平成28年3月1日の前日までの間に在職した職員」と読み替えるものとする。

一 平成27年4月1日から平成28年3月1日の前日までの間に職員として在職し、平成28年3月1日以降引き続き給与法等適用職員である者

二 平成27年4月1日から平成28年3月1日の前日までの間に職員として在職し、平成28年3月1日に、職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向

又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

**第5条** この附則第2条第5号の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び第3条中「平成28年3月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成27年12月1日に在職した職員」と読み替えるものとする。

- 一 平成27年12月1日に職員として在職し、平成27年12月2日から平成28年3月1日までの間に給与法等適用職員となり、平成28年3月1日以降も引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成27年12月1日に職員として在職し、平成27年12月2日から平成28年3月1日までの間に職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者となり、平成28年3月1日以降も引き続き職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

**附 則（28規程第3号・一部改正）**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（28規程第18号・一部改正）**

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

**附 則（28規程第47号・一部改正）**

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

**附 則（28規程第79号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成29年2月15日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。ただし、新職員給与規程第9条第1項、第10条第4項、第65条の2及び第66条第2項の規定は、平成29年1月1日から適用する。

（経過措置）

**第2条** 新職員給与規程第66条第2項の規定は、前条ただし書に定める日以後の介護休業の期間について適用し、同日前の介護休業の期間については、なお従前の例による。

（給与の差額の支給）

**第3条** 新職員給与規程第6条の規定にかかわらず、平成29年2月1日以降に在職する職員であつて、この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「旧職員給与規程」という。）に基づき平成28年4月から平成29年1月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、平成29年2月の俸給の支給定日に給与として支給する。

- 一 俸給 新職員給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成28年4月から平成29年1月までの間に支給されるべき俸給に相当する額から、平成28年4月から平成29年1月までの間に支給された俸給の額を減じた額
- 二 職責加算額 新職員給与規程第21条第4項の規定により算定される平成28年4月から平成29年1月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、平成28年4月から平成29年1月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額

三 職務加算額 新職員給与規程第21条第5項の規定により算定される平成28年4月から平成29年1月までの間に支給されるべき職務加算額に相当する額から、平成28年4月から平成29年1月までの間に支給された職務加算額の額を減じた額

四 超過勤務手当 新職員給与規程第24条第2項、第3項又は第5項の規定により算定される平成28年5月から平成29年1月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、平成28年5月から平成29年1月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額

五 業績手当 新職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（26規程第81号）附則第6条の規定により算定される平成28年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者及び職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であって、人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（26規程第81号）附則第6条の規定により算定した額を支給したものとみなした額）を減じた額

六 期末手当 新職員給与規程第60条、第62条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第63条第1項の規定により算定される平成28年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

**第4条** 平成29年2月1日以降に在職する職員であって、旧職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により平成28年4月から平成29年1月までの間に給与を減額して支給された職員については、新職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により算定される平成28年4月から平成29年1月までの間に減額されるべき額に相当する額から平成28年4月から平成29年1月までの間に減額された額を減じた額を、平成29年2月に支給する給与から減ずるものとする。

**第5条** この附則第3条第1号から第4号まで及び第6号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第3条及び前条中「平成29年2月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成28年4月1日から平成29年2月1日の前日までの間に在職した職員」と読み替えるものとする。

一 平成28年4月1日から平成29年2月1日の前日までの間に職員として在職し、平成29年2月1日以降引き続き給与法等適用職員である者

二 平成28年4月1日から平成29年2月1日の前日までの間に職員として在職し、平成29年2月1日に、職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

**第6条** この附則第3条第5号の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第3条及び第4条中「平成29年2月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成28年12月1日に在職した職員」と読み替えるものとする。

- 一 平成28年12月1日に職員として在職し、平成28年12月2日から平成29年2月1日までの間に給与法等適用職員となり、平成29年2月1日以降も引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成28年12月1日に職員として在職し、平成28年12月2日から平成29年2月1日までの間に職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者となり、平成29年2月1日以降も引き続き職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

**附 則（28規程第87号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（業績手当の基礎額の調整）

**第2条** 第57条第2項又は第59条第2項に規定する評価者が理事長である職員の業績手当の基礎額は、当該規定にかかわらず、平成30年3月31日までは当該基礎額に100分の78を乗じて得られた額とする。

2 第57条第3項又は第59条第3項に規定する基礎額は、当該規定にかかわらず、平成30年3月31日までは当該基礎額に100分の81を乗じて得られた額とする。

3 第59条第2項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成30年3月31日までは第1項の額に第59条第2項の基礎額に100分の22を乗じて得られた額を加えた額とする。

4 第59条第3項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、平成30年3月31日までは第2項の額に第59条第3項の基礎額に100分の19を乗じて得られた額を加えた額とする。

（扶養手当に関する経過措置）

**第3条** 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額は、第22条の規定にかかわらず次の表の扶養親族欄及び職務の級欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の扶養手当欄に掲げる額とする。ただし、職員に配偶者がいない場合は、扶養親族1人に係る扶養手当の月額については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、扶養親族たる子については10,000円、第22条第2項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については9,000円とする。

扶養親族	職務の級	扶養手当		
		平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
扶養親族たる配偶者	4級以下	10,000円	6,500円	6,500円
	5級	10,000円	6,500円	3,500円
扶養親族たる子		8,000円	10,000円	10,000円
扶養親族たる父	4級以下	6,500円	6,500円	6,500円

母等	5級	6,500円	6,500円	3,500円
----	----	--------	--------	--------

**附 則（29規程第23号・一部改正）**

この規程は、平成29年12月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程第2条第2項、第6条第5項及び第56条の3の規定は、平成28年4月1日から適用する。

**附 則（29規程第30号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成30年3月1日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の差額の支給）

**第2条** 新職員給与規程第6条の規定にかかわらず、平成30年3月1日以降に在職する職員であつて、この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「旧職員給与規程」という。）に基づき平成29年4月から平成30年2月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、平成30年3月の俸給の支給定日に給与として支給する。

- 一 俸給 新職員給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成29年4月から平成30年2月までの間に支給されるべき俸給に相当する額から、平成29年4月から平成30年2月までの間に支給された俸給の額を減じた額
- 二 職責加算額 新職員給与規程第21条第4項の規定により算定される平成29年4月から平成30年2月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、平成29年4月から平成30年2月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額
- 三 職務加算額 新職員給与規程第21条第5項の規定により算定される平成29年4月から平成30年2月までの間に支給されるべき職務加算額に相当する額から、平成29年4月から平成30年2月までの間に支給された職務加算額の額を減じた額
- 四 超過勤務手当 新職員給与規程第24条第2項、第3項又は第5項の規定により算定される平成29年5月から平成30年2月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、平成29年5月から平成30年2月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額
- 五 業績手当 新職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（28規程第87号）附則第2条の規定により算定される平成29年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となつた者及び職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であつて、人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（28規程第87号）附則第2条の規定によ

り算定した額を支給したものとみなした額)を減じた額

六 期末手当 新職員給与規程第60条、第62条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第63条第1項の規定により算定される平成29年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

**第3条** 平成30年3月1日以降に在職する職員であつて、旧職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により平成29年4月から平成30年2月までの間に給与を減額して支給された職員については、新職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により算定される平成29年4月から平成30年2月までの間に減額されるべき額に相当する額から平成29年4月から平成30年2月までの間に減額された額を減じた額を、平成30年3月に支給する給与から減ずるものとする。

**第4条** この附則第2条第1号から第4号まで及び第6号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び前条中「平成30年3月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成29年4月1日から平成30年3月1日の前日までの間に在職した職員」と読み替えるものとする。

一 平成29年4月1日から平成30年3月1日の前日までの間に職員として在職し、平成30年3月1日以降引き続き給与法等適用職員である者

二 平成29年4月1日から平成30年3月1日の前日までの間に職員として在職し、平成30年3月1日に、職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

**第5条** この附則第2条第5号の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び第3条中「平成30年3月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成29年12月1日に在職した職員」と読み替えるものとする。

一 平成29年12月1日に職員として在職し、平成29年12月2日から平成30年3月1日までの間に給与法等適用職員となり、平成30年3月1日以降も引き続き給与法等適用職員である者

二 平成29年12月1日に職員として在職し、平成29年12月2日から平成30年3月1日までの間に職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者となり、平成30年3月1日以降も引き続き職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

#### 附 則 (29規程第36号・一部改正)

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(業績手当の基礎額の調整)

**第2条** 第57条第2項又は第59条第2項に規定する評価者が理事長である職員の業績手当の基礎額は、当該規定にかかわらず、当分の間は当該基礎額に100分の74を乗じて得られた額とする。

2 第57条第3項又は第59条第3項に規定する基礎額は、当該規定にかかわらず、当分の間は当該基礎額に100分の77を乗じて得られた額とする。

- 3 第59条第2項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、第1項の額に第59条第2項の基礎額に100分の26を乗じて得られた額を加えた額とする。
- 4 第59条第3項ただし書きに規定する者のうち理事長が特に必要と認める者に係る業績手当の基礎額は、第2項の額に第59条第3項の基礎額に100分の23を乗じて得られた額を加えた額とする。

**附 則（30規程第14号・一部改正）**

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

**附 則（30規程第30号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成31年3月15日から施行し、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の差額の支給）

**第2条** 新職員給与規程第6条の規定にかかわらず、平成31年3月1日以降に在職する職員であつて、この規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（以下「旧職員給与規程」という。）に基づき平成30年4月から平成31年2月までの間に次の各号に掲げる給与を支給された職員については、それぞれ当該各号に掲げる額を、平成31年3月の俸給の支給定日に給与として支給する。

- 一 俸給 新職員給与規程第11条から第13条まで、第62条第1項から第6項まで又は第63条第1項の規定により算定される平成30年4月から平成31年2月までの間に支給されるべき俸給に相当する額から、平成30年4月から平成31年2月までの間に支給された俸給の額を減じた額
- 二 職責加算額 新職員給与規程第21条第4項の規定により算定される平成30年4月から平成31年2月までの間に支給されるべき職責加算額に相当する額から、平成30年4月から平成31年2月までの間に支給された職責加算額の額を減じた額
- 三 職務加算額 新職員給与規程第21条第5項の規定により算定される平成30年4月から平成31年2月までの間に支給されるべき職務加算額に相当する額から、平成30年4月から平成31年2月までの間に支給された職務加算額の額を減じた額
- 四 超過勤務手当 新職員給与規程第24条第2項、第3項又は第5項の規定により算定される平成30年5月から平成31年2月までの間に支給されるべき超過勤務手当に相当する額から、平成30年5月から平成31年2月までの間に支給された超過勤務手当の額を減じた額
- 五 業績手当 新職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（29規程第36号）附則第2条の規定により算定される平成30年6月及び12月に支給されるべき業績手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された業績手当の額（同年6月2日から11月30日までの間に給与法等適用職員から人事交流により引き続きこの規程の適用を受ける職員となった者及び職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられていた者であつて、人事規程第21条の規定により研究所に復帰した者の業績手当については、同年6月に、旧職員給与規程第57条、第59条又は第62条第1項及び国立研究開発法人産

業技術総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（29規程第36号）附則第2条の規定により算定した額を支給したものとみなした額）を減じた額

六 期末手当 新職員給与規程第60条、第62条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第63条第1項の規定により算定される平成30年6月及び12月に支給されるべき期末手当に相当する額から、同年6月及び12月に支給された期末手当の額を減じた額

**第3条** 平成31年3月1日以降に在職する職員であつて、旧職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により平成30年4月から平成31年2月までの間に給与を減額して支給された職員については、新職員給与規程第61条、第64条の2、第65条第1項、第67条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の規定により算定される平成30年4月から平成31年2月までの間に減額されるべき額に相当する額から平成30年4月から平成31年2月までの間に減額された額を減じた額を、平成31年3月に支給する給与から減ずるものとする。

**第4条** この附則第2条第1号から第4号まで及び第6号並びに前条の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び前条中「平成31年3月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成30年4月1日から平成31年3月1日の前日までの間に在職した職員」と読み替えるものとする。

- 一 平成30年4月1日から平成31年3月1日の前日までの間に職員として在職し、平成31年3月1日以降引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成30年4月1日から平成31年3月1日の前日までの間に職員として在職し、平成31年3月1日に、職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

**第5条** この附則第2条第5号の規定は、次の各号に掲げる者について準用する。この場合においてこの附則第2条及び第3条中「平成31年3月1日以降に在職する職員」とあるのは、「平成30年12月1日に在職した職員」と読み替えるものとする。

- 一 平成30年12月1日に職員として在職し、平成30年12月2日から平成31年3月1日までの間に給与法等適用職員となり、平成31年3月1日以降も引き続き給与法等適用職員である者
- 二 平成30年12月1日に職員として在職し、平成30年12月2日から平成31年3月1日までの間に職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者となり、平成31年3月1日以降も引き続き職員就業規則第8条第1項の規定により人事規程第15条第1号に規定する転籍出向又は同条第2号に規定する在籍出向を命ぜられている者

**附 則（30規程第34号・一部改正）**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

職員俸給表

号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
----	-----	-----	-----	-----	-----



	円	円	円	円	円
1					
2					
3					
4					
5	144,300	194,000			
6	145,400	196,600			
7	146,600	199,000			
8	147,700	201,400			
9	148,800	203,900	280,200		
10	150,100	206,200	282,600		
11	151,400	208,500	285,000		
12	152,700	210,700	287,400		
13	153,800	212,800	289,700		
14	155,500	215,100	291,900		
15	157,100	217,600	293,900		
16	158,700	219,900	295,900		
17	160,200	221,900	298,000	331,500	
18	162,100	224,300	300,600	333,700	
19	164,000	226,700	303,200	335,900	
20	166,000	229,100	306,000	337,900	
21	167,800	231,300	308,100	339,700	
22	170,000	234,100	310,700	341,800	
23	172,200	237,000	313,200	343,900	
24	174,300	239,900	316,000	345,900	
25	176,500	242,400	318,600	347,600	388,800
26	178,900	245,100	320,800	349,600	391,700
27	181,200	247,600	323,000	351,700	394,300
28	183,500	250,300	325,100	353,600	397,100
29	185,600	253,000	327,300	355,600	399,200
30	187,800	255,400	329,300	357,500	401,900
31	189,900	257,700	331,300	359,300	404,600
32	192,000	259,900	333,300	361,200	407,300
33	194,100	262,500	335,200	362,900	409,800
34	195,700	264,700	337,100	364,800	412,400
35	197,500	266,600	338,900	366,500	415,100

36	199,200	268,700	340,700	368,500	417,900
37	201,000	270,400	342,600	370,000	420,500
38	202,900	272,400	344,300	372,000	423,200
39	204,800	274,500	345,800	373,700	426,000
40	206,700	276,400	347,500	375,600	428,700
41	208,200	278,300	348,700	377,000	431,200
42	210,100	279,800	350,100	378,700	433,800
43	212,000	281,000	351,400	380,600	436,300
44	213,900	282,500	352,900	382,500	438,900
45	215,700	283,900	354,100	384,200	441,400
46	217,600	284,800	355,500	386,100	444,000
47	219,500	285,800	356,700	388,000	446,600
48	221,400	286,800	358,100	389,900	449,100
49	223,100	287,500	358,800	391,500	451,300
50	225,000	288,700	359,900	393,300	453,600
51	226,800	289,900	361,100	394,900	456,100
52	228,600	291,100	362,200	396,700	458,600
53	230,300	292,400	363,300	397,900	461,100
54	232,100	293,700	364,500	399,400	463,600
55	233,800	294,800	365,800	400,800	466,100
56	235,500	295,900	366,900	402,200	468,600
57	236,900	297,100	368,000	403,600	470,900
58	238,700	298,300	369,300	404,900	473,300
59	240,400	299,600	370,600	406,400	475,700
60	242,000	300,700	371,900	408,000	478,200
61	243,200	301,500	372,600	409,400	480,600
62	244,400	302,600	373,600	410,600	483,100
63	245,400	303,800	374,500	412,200	485,500
64	246,500	304,900	375,500	413,800	488,000
65	247,600	305,800	376,300	415,100	490,300
66	248,700	306,900	377,100	416,500	492,500
67	249,600	308,000	377,800	418,000	494,700
68	250,700	309,100	378,500	419,400	496,900
69	251,900	309,900	379,100	420,800	498,600
70	252,900	311,000	379,800	422,200	500,100
71	254,000	311,900	380,700	423,600	501,700

72	254,900	312,900	381,600	425,000	503,200
73	255,800	313,900	382,200	426,100	504,900
74	257,200	314,900	383,000	427,400	506,300
75	258,700	316,000	383,800	428,800	507,700
76	260,000	317,100	384,600	430,100	509,200
77	261,400	317,600	385,200	430,900	510,300
78	262,800	318,600	385,900	431,800	511,500
79	264,200	319,700	386,600	432,800	512,700
80	265,300	320,800	387,300	433,700	513,900
81	266,400	321,900	388,000	434,600	514,800
82	267,600	322,900	388,600	435,400	515,800
83	268,900	323,800	389,200	436,000	516,800
84	270,000	324,700	389,900	436,800	517,800
85	271,200	325,800	390,600	437,200	518,900
86	272,500	326,600	391,200	437,800	519,800
87	273,800	327,300	391,800	438,300	520,500
88	275,000	328,100	392,400	438,800	521,200
89	276,100	328,600	393,000	439,300	522,000
90	277,200	329,100	393,600	439,700	522,800
91	278,500	329,600	394,200	440,100	523,600
92	279,700	330,100	394,800	440,600	524,400
93	280,500	330,400	395,300	441,100	525,100
94	281,700	330,900	395,800	441,600	525,900
95	282,700	331,400	396,300	442,100	526,700
96	283,900	331,900	397,000	442,600	527,500
97	284,800	332,200	397,400	443,100	528,200
98	285,800	332,600	397,800	443,600	528,900
99	286,800	333,100	398,500	444,100	529,600
100	287,800	333,600	399,100	444,600	530,300
101	288,100	334,100	399,700	445,100	531,000
102	289,000	334,600	400,300	445,600	531,700
103	289,700	335,100	400,900	446,100	532,400
104	290,600	335,600	401,500	446,600	533,100
105	291,500	336,100	402,100	447,100	533,800
106	292,200	336,600	402,700	447,600	534,500
107	292,900	337,100	403,300	448,000	535,200

108	293,600	337,600	403,900	448,500	535,900
109	294,300	338,100	404,500	449,000	536,600
110	294,800	338,500	405,100	449,500	537,300
111	295,300	339,000	405,700	450,000	538,000
112	295,800	339,400	406,300	450,400	538,700
113	296,000	339,900	406,900	450,900	539,400
114	296,400	340,300	407,500	451,400	540,100
115	296,700	340,800	408,100	451,900	540,800
116	297,000	341,200	408,500	452,300	541,500
117	297,300	341,700	409,100	452,800	542,200
118	297,600	342,100	409,700	453,300	542,900
119	297,900	342,600	410,300	453,700	543,600
120	298,200	343,000	410,900	454,200	544,300
121	298,500	343,500	411,400	454,600	545,000
122	298,900	343,900	411,900	455,100	545,700
123	299,200	344,300	412,500	455,500	546,400
124	299,600	344,700	413,100	456,000	547,100
125	299,900	345,100	413,600	456,400	547,800
126	300,200	345,400	414,200	456,800	548,500
127	300,500	345,800	414,800	457,300	549,200
128	300,800	346,200	415,300	457,700	549,900
129	301,100	346,600	415,900	458,100	550,600
130	301,400	347,000	416,400	458,600	551,300
131	301,700	347,400	417,000	459,000	552,000
132	302,000	347,800	417,500	459,400	552,700
133	302,300	348,200	418,100	459,800	
134	302,600	348,600		460,200	
135	302,900	349,000		460,600	
136	303,200	349,400		461,000	
137	303,500	349,800		461,400	
138	303,800	350,200		461,800	
139	304,100	350,600		462,200	
140	304,400	351,000		462,600	
141	304,700	351,400		462,900	
142	305,000	351,800		463,300	
143	305,300	352,100		463,700	

144	305,600			464,100	
145	305,900			464,400	
146				464,800	
147				465,100	
148				465,500	
149				465,800	
150				466,100	
151				466,400	
152				466,800	
153				467,100	
154				467,400	
155				467,700	
156				468,000	
157				468,300	

別表第2

昇格時における対応号俸表

昇格した日の前 日に受けていた 号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級
5	5	9		
6	5	9		
7	5	9		
8	5	9		
9	5	9	17	
10	5	9	17	
11	5	9	17	
12	5	9	17	
13	5	9	17	
14	5	9	17	
15	5	9	17	
16	5	9	17	
17	5	9	17	25
18	5	9	18	25
19	5	9	19	25
20	5	9	20	25
21	5	9	21	25

22	5	9	22	25
23	5	9	23	25
24	5	9	24	25
25	5	9	25	25
26	5	9	26	26
27	5	9	27	27
28	5	9	28	28
29	5	9	29	29
30	6	9	30	30
31	7	9	31	31
32	8	9	32	32
33	9	9	33	33
34	10	9	34	33
35	11	9	35	34
36	12	9	36	34
37	13	9	37	35
38	14	10	38	35
39	15	11	39	36
40	16	12	40	36
41	17	13	41	37
42	18	14	42	38
43	19	15	43	39
44	20	16	44	40
45	21	17	45	41
46	22	18	46	41
47	23	19	47	42
48	24	20	48	42
49	25	21	49	43
50	25	22	50	43
51	26	23	51	44
52	26	24	52	44
53	27	25	53	45
54	28	25	53	46
55	29	26	53	47
56	30	26	54	48
57	31	27	55	49
58	32	27	55	49

59	33	28	56	50
60	34	28	56	50
61	35	29	57	51
62	36	29	57	51
63	37	30	58	52
64	38	30	58	52
65	39	31	59	53
66	40	31	59	53
67	41	32	60	54
68	41	32	60	54
69	42	33	61	55
70	42	33	61	55
71	42	34	62	56
72	42	34	62	56
73	43	35	63	56
74	43	35	63	56
75	43	36	64	57
76	43	36	64	57
77	44	37	65	57
78	44	37	65	58
79	44	38	66	58
80	44	38	66	58
81	45	39	67	59
82	45	39	67	59
83	45	40	67	59
84	46	40	67	60
85	46	41	68	60
86	46	41	68	60
87	47	42	68	61
88	47	42	68	61
89	47	43	68	61
90	48	43	68	61
91	48	44	69	62
92	48	44	69	62
93	49	45	69	62
94	49	45	69	62
95	49	45	70	63

96	50	46	70	63
97	50	46	70	63
98	50	46	70	63
99	51	47	71	63
100	51	47	71	63
101	52	47	71	64
102	53	48	71	64
103	53	48	72	64
104	54	48	72	64
105	55	49	72	64
106	55	49	72	64
107	56	49	73	65
108	57	49	73	65
109	57	49	73	65
110	57	49	73	65
111	58	50	74	65
112	58	50	74	65
113	59	50	74	66
114	59	50	74	66
115	59	51	75	66
116	60	51	75	66
117	60	51	75	66
118	60	51	75	66
119	61	51	76	67
120	61	51	76	67
121	61	52	76	67
122	62	52	76	67
123	62	52	77	67
124	62	52	77	67
125	63	52	77	68
126	63	53	77	68
127	63	53	78	68
128	63	53	78	68
129	63	53	78	68
130	64	53	78	68
131	64	53	79	69
132	64	53	79	69



133	64	54	79	69
134	65	54		69
135	65	54		69
136	65	54		69
137	65	54		69
138	66	54		70
139	66	54		70
140	66	55		70
141	66	55		70
142	67	55		70
143	67	55		70
144	67			71
145	68			71
146				71
147				71
148				71
149				71
150				71
151				72
152				72
153				72
154				72
155				72
156				72
157				73